第４回高砂市子ども・子育て会議　資料②

（仮）高砂市子ども・子育て支援事業計画

（平成 27 年度～31 年度）

骨子案

目　次（案）

第１章　計画策定にあたって･････････････････････････････････････
　１　計画策定の背景と目的･････････････････････････････････････
　２　計画の位置づけ･･･
　３　他計画との関係･･･
　４　計画の期間･･･
　５　計画の対象･･･
　６　計画の策定体制･･･

第２章　高砂市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題････････････････
　１　子どもや子育て環境の現状･････････････････････････････････
　２　アンケート調査結果からみられる現状･････････････････････････
　３　ヒアリング調査結果からみた当事者や支援団体等の状況････････････
　４　次世代育成支援後期行動計画の達成状況･･･････････････････････
　５　子ども・子育て支援における課題の整理･･･････････････････････

第３章　計画の基本的な考え方
　１　基本理念･･･
　２　基本的な視点･･･
　３　基本目標･･･
　４　計画の体系･･･

第４章　分野別施策の展開
　基本目標１．地域における子どもや子育て家庭への支援････････････････
　基本目標２．子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実･･････････
　基本目標３．仕事と子ども両立支援･････････････････････････････
　基本目標４．親と子の心と体の健康づくり･････････････････････････
　基本目標５．子どもと子育てにやさしい生活環境の整備･･･････････････
　基本目標６．配慮を必要とする子どもと家庭への支援･････････････････

第５章　事業量の見込みと確保方策･･･････････････････････････････
　１　教育・保育提供区域の設定･････････････････････････････････
　２　子どもの人口の推計･･
　３　幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策････････････････････
　４　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策･･････････････

第６章　計画の推進・・
　　１　計画の推進体制・・・
　　２　計画の広報・啓発・・・
　　３　計画の進捗管理・・・

附　資料編

第1章　計画策定にあたって

国の状況や高砂市の現状を踏まえて、
追記・修正していく予定です。

1　計画策定の背景と目的

全国的な少子化の急速な進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化を受けて、国においては、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため、平成 15 年に「少子化社会対策基本法」とともに「次世代育成支援対策推進法」が成立し、「少子化社会対策基本法」に基づき平成 16 年６月には「少子化社会対策大綱」、平成 16 年 12 月には「子ども・子育て応援プラン」が制定されました。また、「次世代育成支援対策推進法」では、「少子化社会対策基本法」の理念を具体化するために地方自治体や企業に行動計画の策定が義務付けられました。

しかし、その後も国の基本施策である少子化社会対策大綱に沿った様々な対策が実施されてきましたが、少子化は依然として進行し、子育てに孤立感や負担感をもつ保護者が増加していること、児童虐待や不登校やいじめといった問題が深刻化していること、都市部において待機児童が発生していることなどから、すべての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、平成 24 年８月に「子ども・子育て関連３法」が成立し、この法律に基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度からスタートします。

新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、地域における子育て支援を総合的に推進していくこととしています。

一方、本市においては、次世代育成対策支援法に基づき平成 17 年３月に「高砂市次世代育成支援行動計画」、平成 22 年３月には「高砂市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、次代を担う子どもと子育て家庭に関する施策を総合的に推進してきました。

また、本市の就学前児童数は一貫して減少傾向にあることから、「幼稚園・保育園の統廃合等の推進方向」（平成 22 年３月）に基づき、幼保一体化を推進しているところです。

今後も「高砂市次世代育成支援後期行動計画」を引き継ぐとともに、子ども・子育て支援新制度の目的や意義を踏まえ、子どもや子育て家庭への支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この計画を策定します。

【国の動きと高砂市の取り組み】

	国の動き	高砂市の取り組み
平成２年度(1990)	1.57 ショック	
平成６年度(1994)	・エンゼルプラン策定	
平成７年度(1995)	・緊急保育対策５か年事業（～H11 年度）	
平成 10 年度(1998)		・「幼稚園・保育園のあり方研究会」発足
平成 11 年度(1999)	・新エンゼルプラン策定	・子育てについて意向調査実施
平成 12 年度(2000)		・「施設統合対策委員会」発足
平成 13 年度(2001)	・仕事と子育ての両立支援等の方針（待機児童ゼロ作戦等）閣議決定	◆高砂版児童育成計画 ・「望ましい幼児教育推進委員会」発足
平成 14 年度(2002)		
平成 15 年度(2003)	・次世代育成支援対策推進法制定 ・少子化社会対策基本法施行	
平成 16 年度(2004)	・少子化社会対策大綱閣議決定 ・子ども・子育て応援プラン少子化社会対策会議決定	
平成 17 年度(2005)		◆高砂市次世代育成支援行動計画
平成 18 年度(2006)	・新しい少子化対策について少子化社会対策会議決定 ・認定こども園制度スタート	
平成 19 年度(2007)	・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略少子化社会対策会議決定	
平成 20 年度(2008)	・新待機児ゼロ作戦について厚労省発表	
平成 21 年度(2009)		◆高砂市地域福祉計画 ・「幼稚園・保育園の統廃合等の推進方向」を決定 ・阿弥陀保育園と阿弥陀幼稚園を幼保一体化（阿弥陀保育センター）
平成 22 年度(2010)	・子ども・子育てビジョン閣議決定 ・子ども・子育て新システム検討会議	◆高砂市次世代育成支援後期行動計画
平成 23 年度(2011)		◆高砂市第４次総合計画 ・さつき保育園と中筋幼稚園を幼保一体化（中筋こども園）
平成 24 年度(2012)	・子ども・子育て関連３法公布 ・子ども・子育て新システムの基本制度少子化社会対策会議決定	・阿弥陀保育センターを阿弥陀こども園に名称を変更
平成 25 年度(2013)	・子ども・子育て会議設置	・伊保幼稚園に伊保南幼稚園を統合 ・米田幼稚園に米田西幼稚園を統合 ・高砂市子ども・子育て会議設置
平成 26 年度(2014)		◆第２期高砂市地域福祉計画
平成 27 年度(2015)	子ども・子育て支援新制度スタート	

2　計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であるとともに、これまで取り組みを進めてきた『高砂市次世代育成支援行動計画』の基本的な考え方等を継承し、すべての子どもと子育て家庭を対象に、高砂市が今後進めていく子ども・子育て支援の目標量や方向性を示したものです。

また、高砂市のまちづくりの総合的指針である「第４次高砂市総合計画」を上位計画として、かけがえのない子どもの成長と、子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備するための部門別計画となるものです。

この計画の推進にあたっては、関連する既存計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう柔軟に計画を進めるものとします。

【他計画等との関係図】

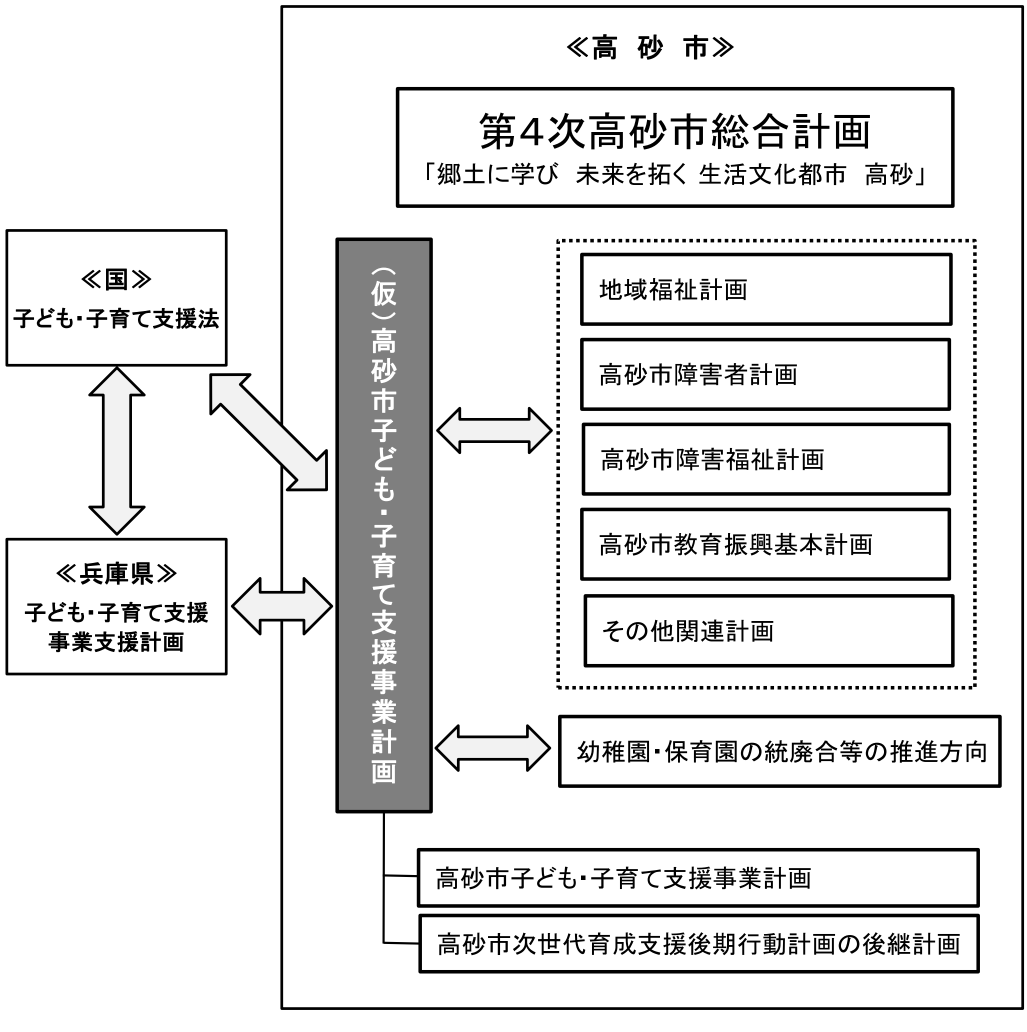

3　計画の期間

この計画は、子ども・子育て支援法で規定する平成27年度からの５年間を計画期間とします。

また、計画期間中においても、社会経済情勢や市の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

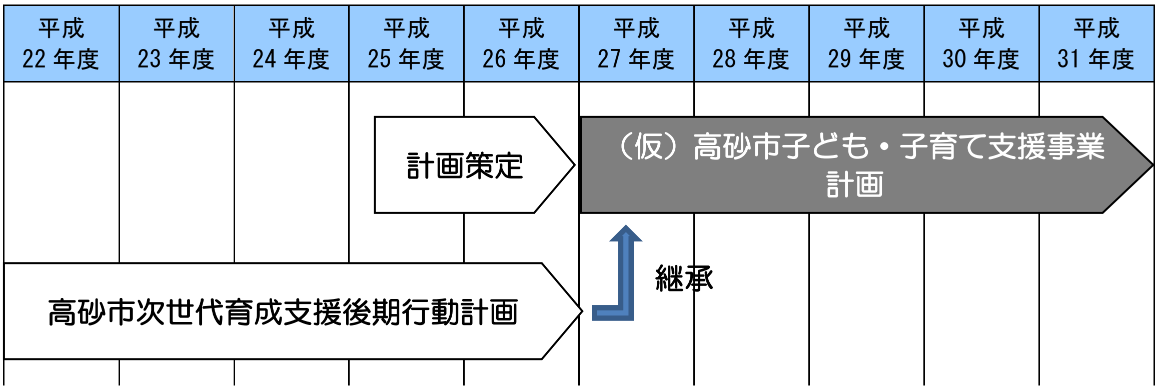

4　計画の対象

計画の対象は、子どもとその家庭、地域、企業、行政などすべての個人及び団体とします。また、この計画における「子ども」とは、18歳未満の市民とします。

５　計画の策定体制

（１）アンケート調査の実施

計画策定にあたり、子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ等を把握するため、就学前児童（０～５歳）・小学生（１～６年生）の保護者および高校生を対象に「高砂市子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

【調査の実施概要】

<table>
<tr><th>調査対象</th><th>就学前児童の保護者</th><th>小学生の保護者</th><th>高校生</th></tr>
<tr><td>調査対象者数</td><td>4,813 人</td><td>5,263 人</td><td>229 人</td></tr>
<tr><td>抽出方法</td><td colspan="2">住民基本台帳による無作為抽出</td><td rowspan="2">高砂南高等学校および松陽高等学校の各学年から１クラスを抽出のうえ、クラスの生徒全員を対象に学校を通じて配布・回収</td></tr>
<tr><td>調査方法</td><td>幼稚園および保育所に通っている場合は、幼稚園や保育所を通じて配布・回収。それ以外は郵送による配布・回収とし、中間でハガキによる督促状を送付</td><td>学校を通じて配布・回収</td></tr>
<tr><td>調査期間</td><td colspan="2">平成 25 年 11 月５日～平成 25 年 12 月３日</td><td>平成 26 年１月 15 日
～
平成 26 年１月 20 日</td></tr>
<tr><td>調査票配布数</td><td>2,153 人</td><td>1,025 人</td><td>229 人</td></tr>
<tr><td>有効回収数</td><td>1,428 人</td><td>821 人</td><td>229 人</td></tr>
<tr><td>有効回収率</td><td>66.3%</td><td>80.1%</td><td>100.0%</td></tr>
</table>

（２）ヒアリング調査の実施

当事者および支援団体等の現状やニーズ等を把握するため、ヒアリング調査を実施しました。

【調査の実施概要】　※今後、さらに実施予定

区分	名称	実施日
当事者団体	ほっとぴゅあ	平成 26 年２月 27 日
事業者	NPO 法人キッズ・スペース	平成 26 年２月 27 日

（３）高砂市子ども・子育て会議

計画策定にあたっては、学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て関係団体・機関等および子育て当事者で組織する「高砂市子ども・子育て会議」を設置し、幼児期の教育・保育および地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みや確保方策、今後必要とする子ども・子育て支援施策・事業について検討・協議を行う旨の諮問を行い、そのご意見をまとめた答申をいただき、本計画の策定に反映させました。

（４）講演会

市民参加と啓発をかねて「子ども・子育て支援新制度講演会」を実施しました。

○日程　　平成26年４月12日（土）

○講師　　山縣文治氏（関西大学　人間健康学部　教授）

（５）パブリックコメントの実施

市民に計画策定に関する情報を広く提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、計画に反映させるためにパブリックコメント（意見募集）を実施しました。

○実施期間　　　平成 26 年●月●日～平成 26 年●月●日

○意見提出　　　●名

第２章　高砂市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題

最新の数値を追記していく予定です。

１　子どもや子育て環境の現状

１－１．高砂市の人口等の状況

（１）人口の推移と将来人口

高砂市の人口は減少傾向が続いており、平成 31 年には約９万人まで落ち込むと見込まれます。年齢別にみると、高齢者人口は増加が続き平成 31 年には 28.4％を占め、一方、０～14 歳人口は減少を続け平成 31 年には 12.8％まで落ち込むと見込まれます。

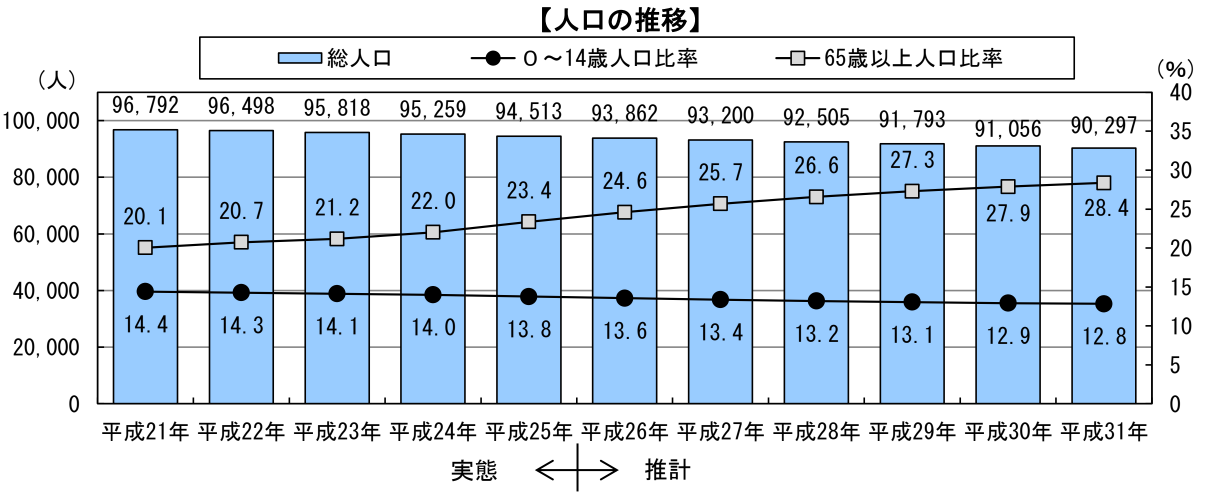

就学前児童（０～５歳）、小学生（６～11 歳）ともに減少傾向が今後も続き、平成 31 年には就学前児童が 4,383 人、小学生が 4,692 人になると見込まれます。

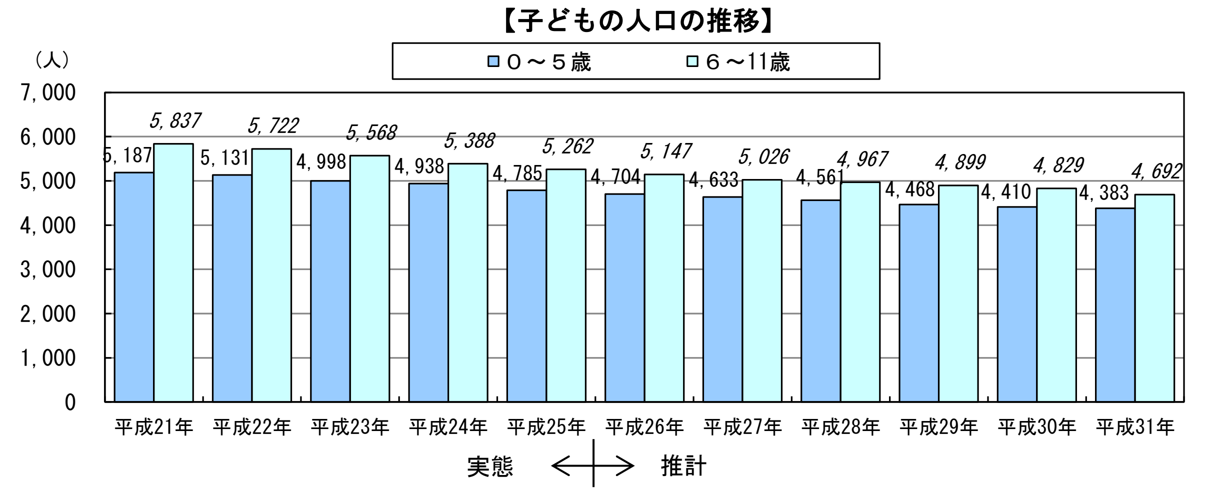

資料：平成 21 年～25 年は、各年４月１日現在の住民基本台帳人口（外国人を含む）
平成 26 年～31 年推計人口は、８地域ごとに、平成 21 年～25 年の男女別各歳別人口をもとに、１年ごとの変化率を算出し、前年人口に掛け合わせて算出した人口（コーホート変化率法）を合算した。

（２）出生数の推移

高砂市の出生数は平成 22 年までは 800 人台で推移してきましたが、平成 23 年は 769 人と、前年から 73 人減となっています。

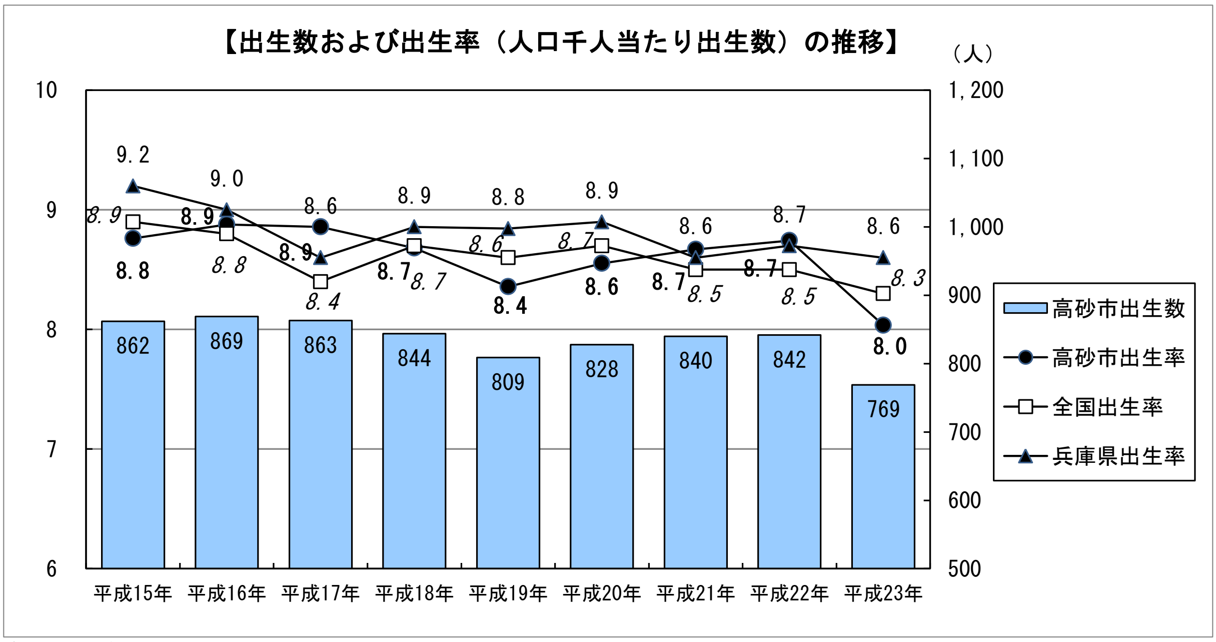

資料：兵庫県保健統計年報

（３）合計特殊出生率の推移

高砂市の合計特殊出生率（女性が一生に産む子どもの数）は、平成 19 年から平成 22 年までは上昇傾向が続き、平成 22 年には全国や兵庫県を上回りましたが、平成 23 年以降は低下しています。

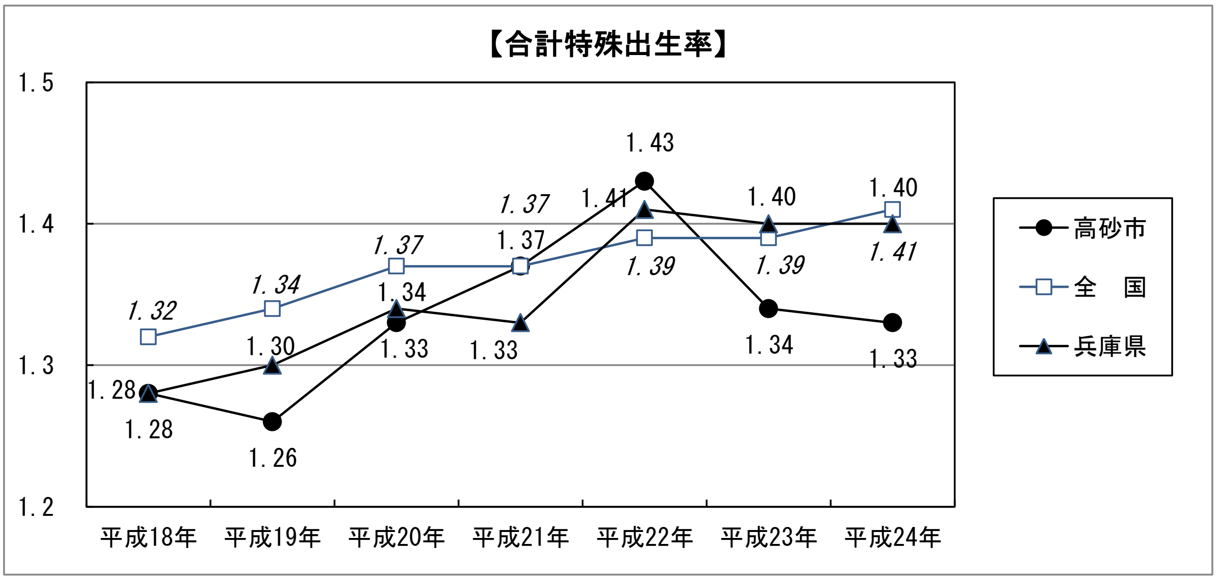

資料：全国と兵庫県は「人口動態調査」厚生労働省
高砂市は、「母親の年齢５歳階級別出生数」（兵庫県保健統計年報）と女性の年齢５歳階級別住民基本台帳人口（日本人のみ）から算出

（４）婚姻状況

平成 22 年の未婚率をみると、30 歳代前半では男性の 46.1%、女性の 32.2%、30 歳代後半では男性の 32.4%、女性の 20.3%が未婚であり、25～44 歳合計では男性の４割強、女性の約３割が未婚となっています。

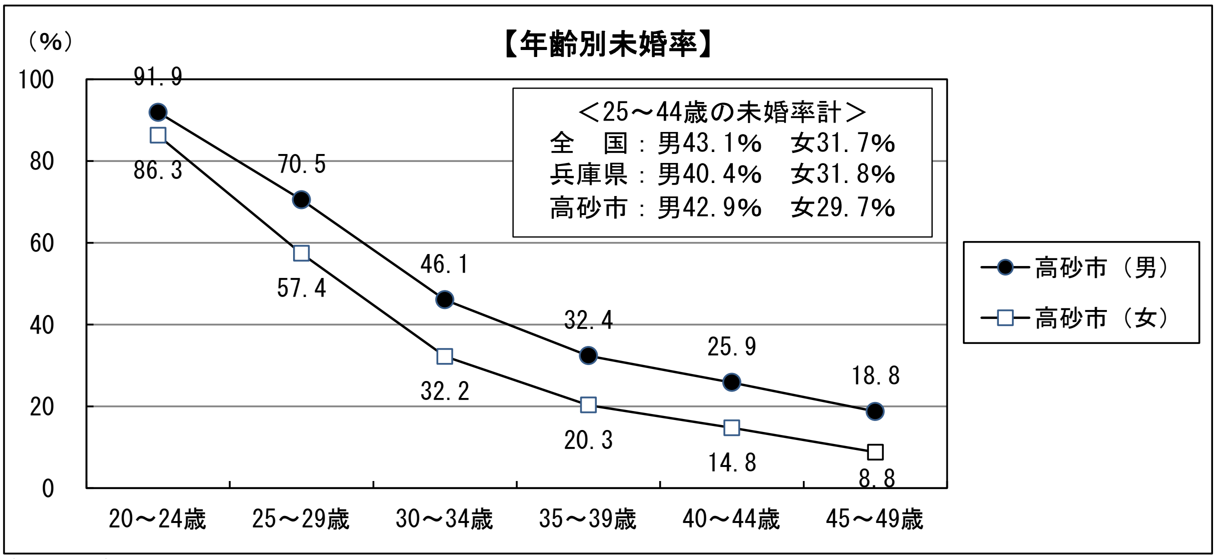

資料：国勢調査（平成22年10月１日）

（５）女性の年齢別就業率

出産・子育て期にあたる 25～39 歳の年齢層の就業率は、兵庫県平均を上回り、全国レベルで推移しています。

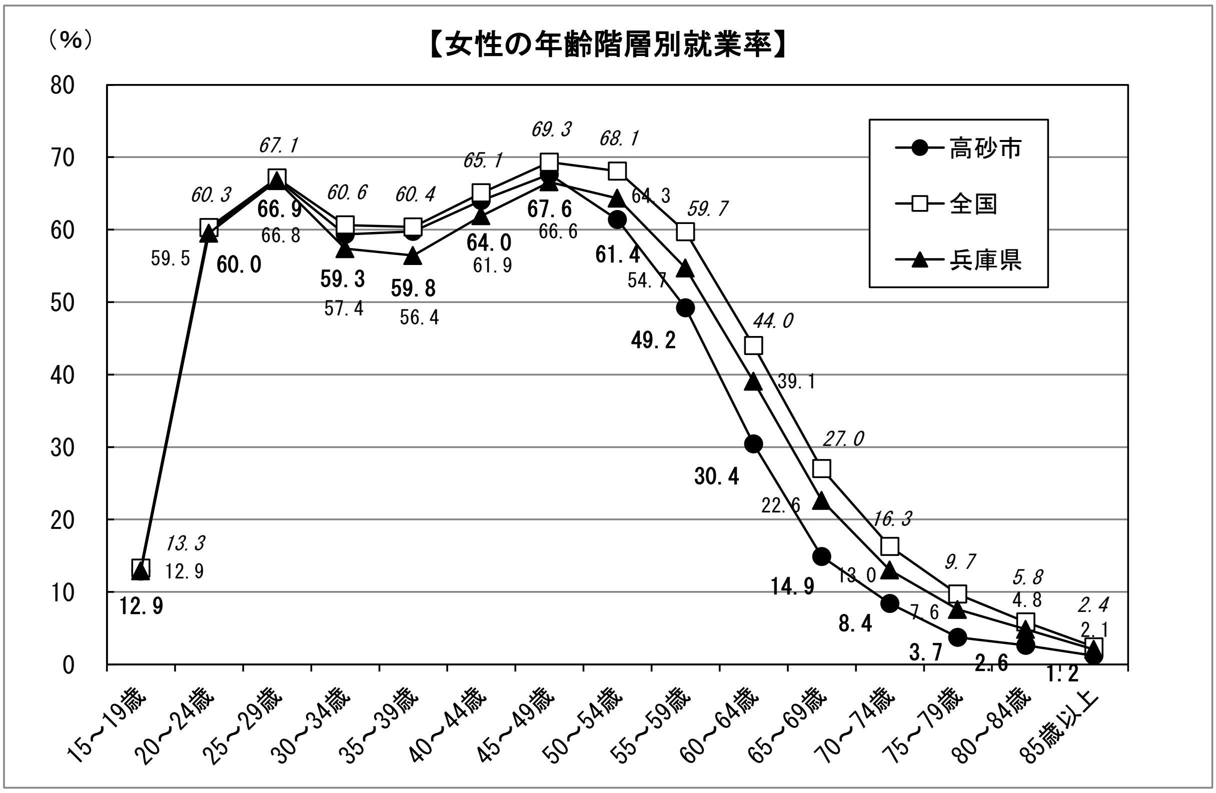

資料：国勢調査（平成22年10月１日）

（６）就学前児童の状況

高砂市における就学前児童の状況をみると、０～３歳は施設に通わずに在宅で過ごしている児童が最も多く、４歳児・５歳児では市立幼稚園に通っている児童が最も多くなっています。

【就学前児童の状況】　（単位：人）

	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	合計
市立保育所	11	84	113	190	219	212	829
私立保育所	37	130	204	235	249	260	1,115
市立幼稚園					280	306	586
私立幼稚園				15	17	16	48
在宅等	679	549	521	370	62	51	2,232
就学前児童数	727	763	838	810	827	845	4,810

資料：就学前児童数は平成25年４月１日の住民基本台帳人口に基づく人口
保育所児童数は平成25年４月１日の人数
幼稚園児童数は平成25年５月１日の人数
在宅等児童数は、就学前児童数から保育所、幼稚園児童数を差し引いた推計値
注記：保育所は、市内施設利用者のうち市内に居住する児童数と、市外施設を利用する市内に居住する児童数の合計。従って、P12～P13に示す人数とは異なる。
幼稚園は、市内施設利用者のうち市内に居住する児童数。従って、P14～P15に示す人数とは異なる。
認可外保育施設利用者数、市外の国立および私立幼稚園に通園する児童数が不明であるため、「在宅等」にはこれらの児童が含まれている可能性がある。

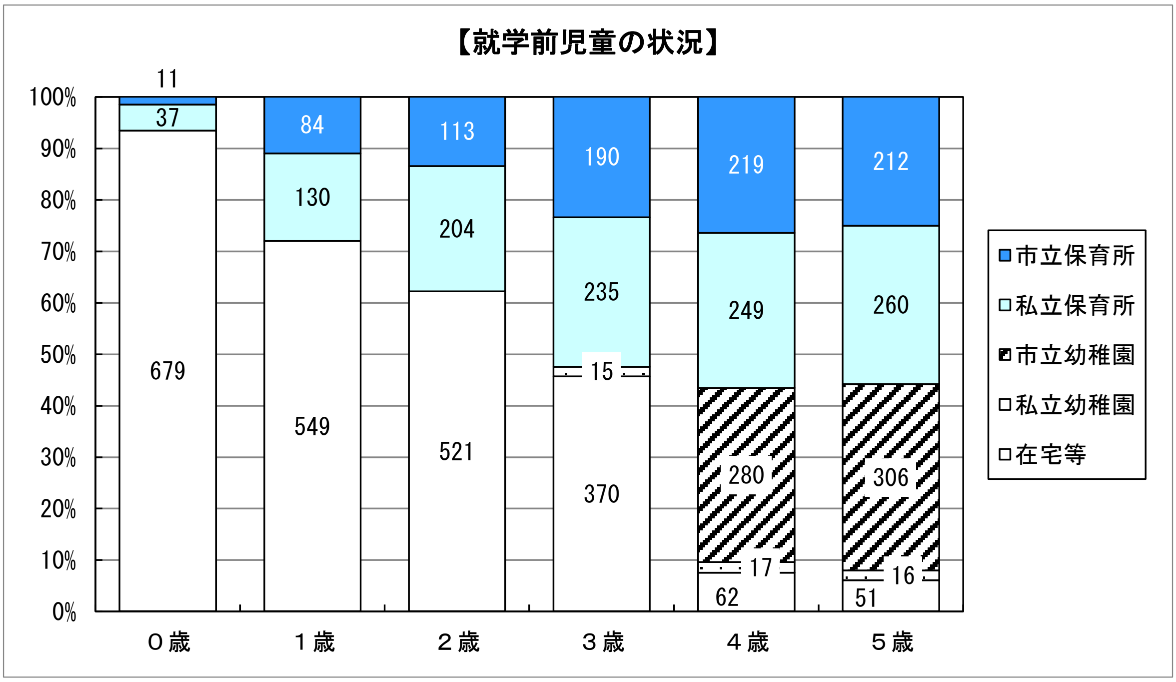

１－２．保育所・幼稚園・認定こども園の状況

（１）保育所の状況

市立８、私立 11、合計 19 の保育所（うち私立２施設は認定こども園）があります。入所児童数は平成 20 年度から平成 23 年度にかけて減少傾向が続きましたが、平成 24 年度に増加に転じ、平成 25 年度は 2,076 人となっています。このうち、市立保育所入所児童が 40%、私立保育所入所児童が 60%の割合となっています。

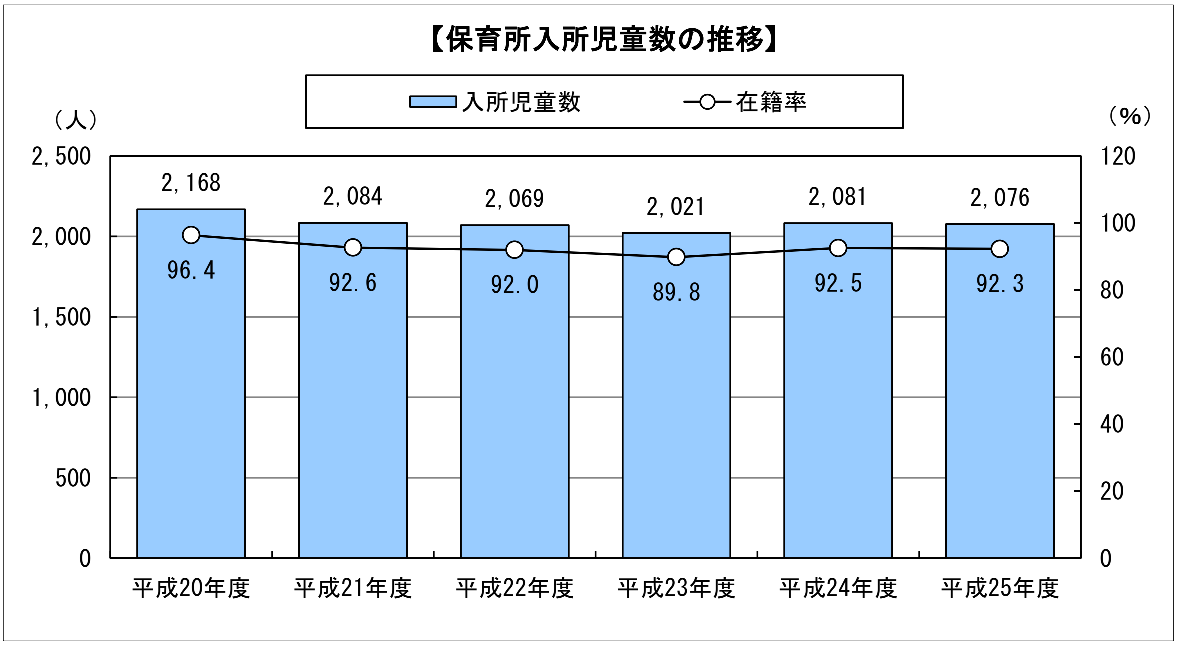

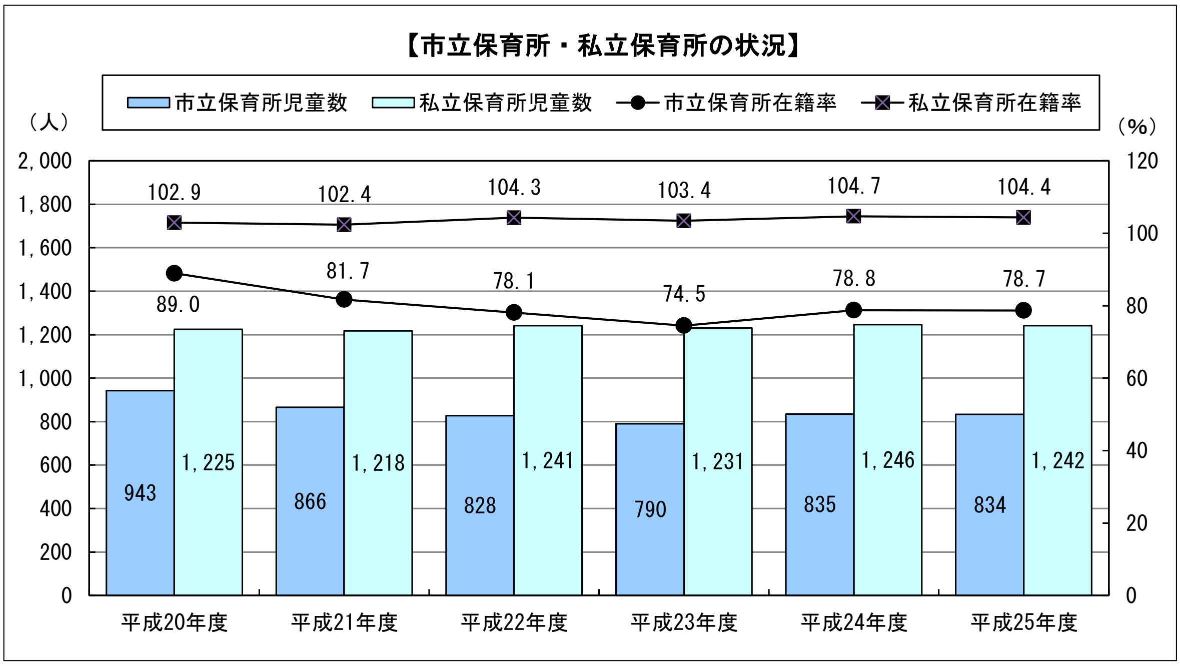

資料：子育て支援室（各年４月１日）
注記：在籍率＝入所児童数÷定員
　　　入所児童数は、市外からの入所児童を含む

【保育所別の年齢別入所児童数】（平成 25 年 4 月 1 日）

（単位：人）

	保育所名	定員	入園児童数							在籍率
			０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	合計	
市立	高砂西保育園	120	3	5	12	25	26	24	95	79%
	荒井保育園	110	0	9	17	24	30	17	97	88%
	梅井保育園	130	2	7	13	15	25	30	92	71%
	さつき保育園	60	1	4	9	14	9	12	49	82%
	曽根保育園	160	0	16	12	31	29	31	119	74%
	米田保育園	150	1	11	19	27	26	31	115	77%
	米田西保育園	150	3	11	11	14	18	21	78	52%
	阿弥陀保育園	90	1	12	12	28	30	19	102	113%
	北浜保育園	90	0	9	10	12	29	27	87	97%
市立計		1,060	11	84	115	190	222	212	834	79%
私立	白兎愛育園	90	5	10	9	21	27	19	91	101%
	真浄寺保育園	120	4	10	22	33	32	31	132	110%
	さいしゅうじこども園	200	5	19	22	32	40	55	173	87%
	中筋保育園	120	2	19	24	27	40	26	138	115%
	美保里保育園	140	3	20	32	34	33	37	159	114%
	子供の園保育園	120	5	21	25	27	23	26	127	106%
	正蓮寺保育園	90	1	12	29	20	25	26	113	126%
	聖パウロ生石保育園	120	4	8	16	15	24	27	94	78%
	みどり丘保育園	130	6	20	29	36	31	24	146	112%
	真浄寺きくなみ保育園	60	3	11	17	11	15	12	69	115%
私立計		1,190	38	150	225	256	290	283	1,242	104%
合計		2,250	49	234	340	446	512	495	2,076	92%

資料：子育て支援室

（２）幼稚園の状況

伊保幼稚園に伊保南幼稚園を統合、米田幼稚園に米田西幼稚園を統合したため、幼稚園数は平成 24 年の 11 か所から平成 25 年には９か所に減少しています。９か所の内訳は、市立８、私立１（認定こども園）となっています。

入園児童数は年によってバラツキがあり、平成 25 年５月１日現在、691 人となっており、このうち市立幼稚園児が 85%、私立幼稚園児が 15%の割合となっています。

【幼稚園数および入園児童数の推移】

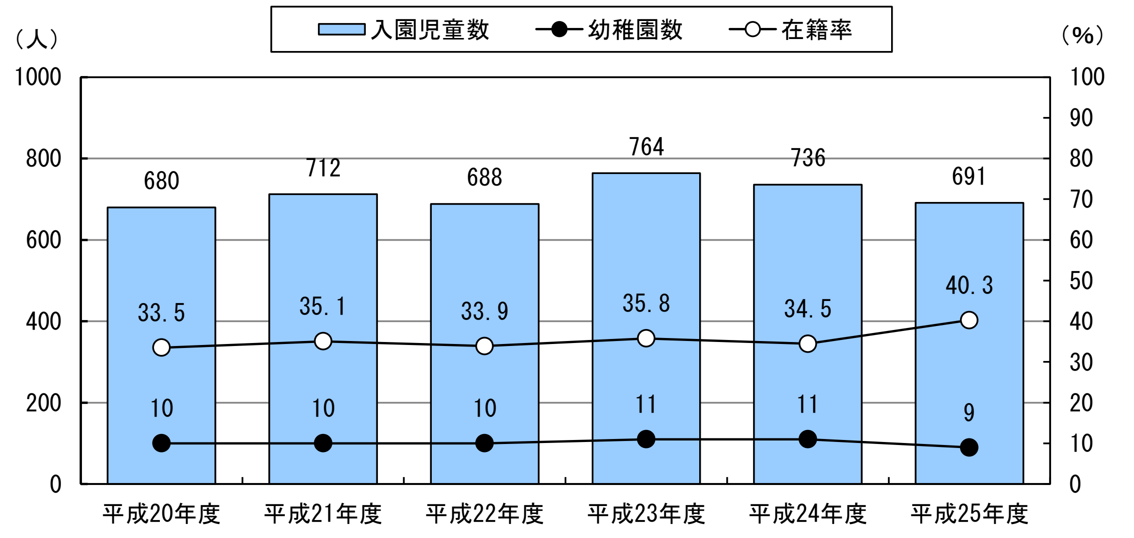

【幼稚園の状況】

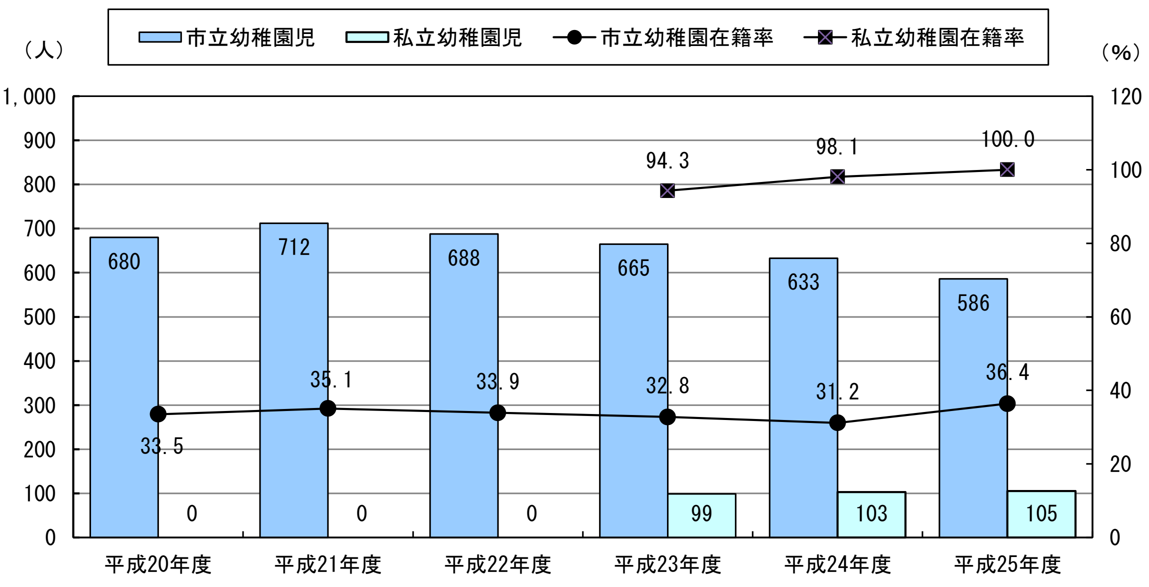

資料：学校基本調査（各年５月１日）
注記：在籍率＝入園児数÷定員

【幼稚園別の年齢別入園児童数】（平成 25 年 5 月 1 日）

（単位：人）

	幼稚園名	定員	入園児童数				在籍率
			3歳	4歳	5歳	合計	
市立	高砂幼稚園	315		15	24	39	12%
	荒井幼稚園	280		62	60	122	44%
	伊保幼稚園	105		31	30	61	58%
	中筋幼稚園	140		13	14	27	19%
	曽根幼稚園	140		54	54	108	77%
	米田幼稚園	350		62	74	136	39%
	阿弥陀幼稚園	140		33	34	67	48%
	北浜幼稚園	140		10	16	26	19%
公立計		1,610	0	280	306	586	36%
私立	正蓮寺幼稚園	105	33	41	31	105	100%
総計		1,715	33	321	337	691	40%

資料：教育総務課

（３）認定こども園の状況

高砂市には、認定こども園が２施設あり、児童数は合わせて 403 人となっています。

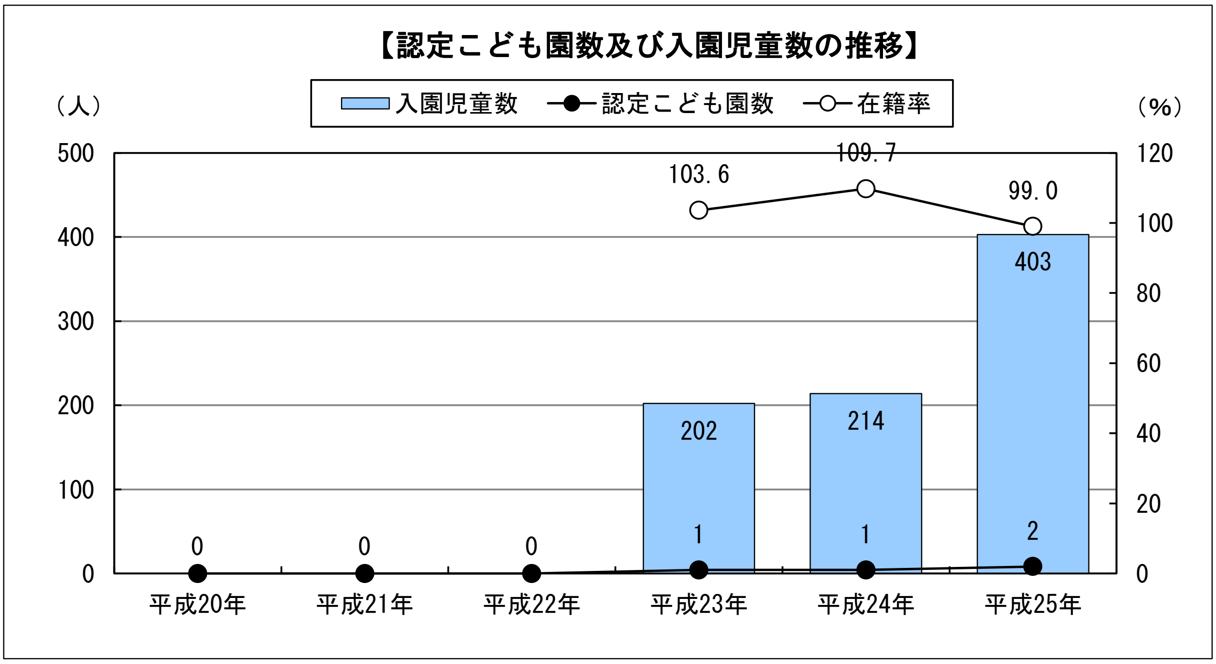

資料：子育て支援室（各年４月１日現在）
注記：在籍率＝入園児童数÷定員

【認定こども園別年齢別児童数】　（単位：人）

	認定こども園名	定員	入園児童数							在籍率
			０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	合計	
私立	正蓮寺幼稚園・保育園	195	1	12	29	53	66	57	218	112%
	さいしゅうじこども園	210	5	19	22	41	41	57	185	88%
私立計		405	6	31	51	94	107	114	403	100%

資料：子育て支援室（平成25年４月１日現在）

（４）認可外保育施設の状況

高砂市には、認可外保育施設は２か所あります。

【認可外保育施設の概要】　（単位：人）

施設名	開所時間	定員
兵庫ヤクルト販売㈱ 高砂保育所	８：30～15：30	16
メリーＧＯランド	８：00～17：00	65

資料：子育て支援室（平成25年４月１日現在）

１－３．地域子ども・子育て支援事業の状況

（１）延長保育事業

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加等に伴い、通常保育の利用者に対し、通常の保育時間を超えて延長して保育を行っています。

【延長保育事業の実施状況】 （単位：か所、人）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実施保育所数	10	10	10
延利用児童数	18,399	20,483	18,801

資料：子育て支援室

（２）放課後児童健全育成事業（学童保育）

両親が共働きなどのため、保護者が昼間家庭にいない子どものために、全校区にＮＰＯ法人高砂キッズ・スペースが運営する学童保育所を設置しています。

【学童保育の実施概要】

対象児童	小学校１年生～３年生（地区学童の運営状況により６年生まで可）
実施箇所数	10小学校区において12か所（米田・米田西小学校区は２か所）
実施日	月～土曜日
実施時間	授業終了後～18：00　（土曜日・夏休みなどは9：00～18：00）
保育料	月7,700円（減免制度あり）

【学童保育の実施状況】 （単位：か所、人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施箇所数	12	12	12	12	12
利用児童数	671	620	637	640	657
うち障がい児数	6	7	7	6	4
待機児童数	0	0	0	0	0

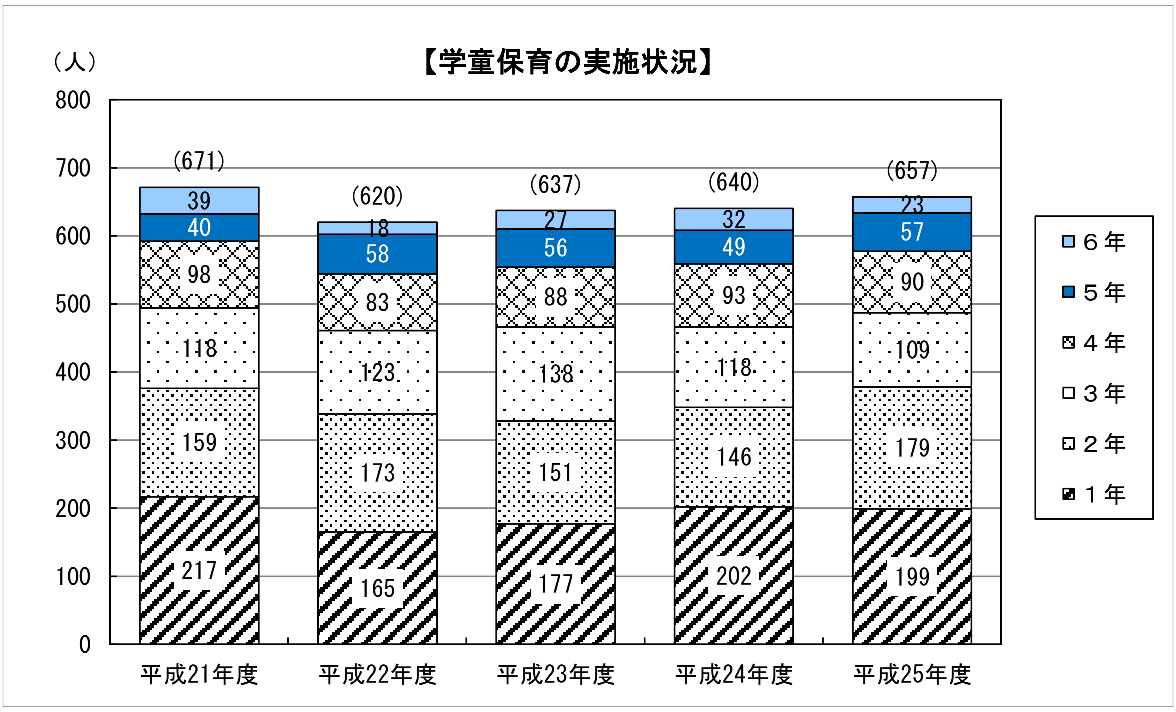

資料：子育て支援センター（各年４月１日）

（３）子育て短期支援事業

保護者が病気などで子どもの養育が一時的に困難になったときに、児童養護施設等で一時的に養育・保護を行っています。

平成25年４月１日現在の委託先

乳児院：３施設　　児童養護施設：６施設

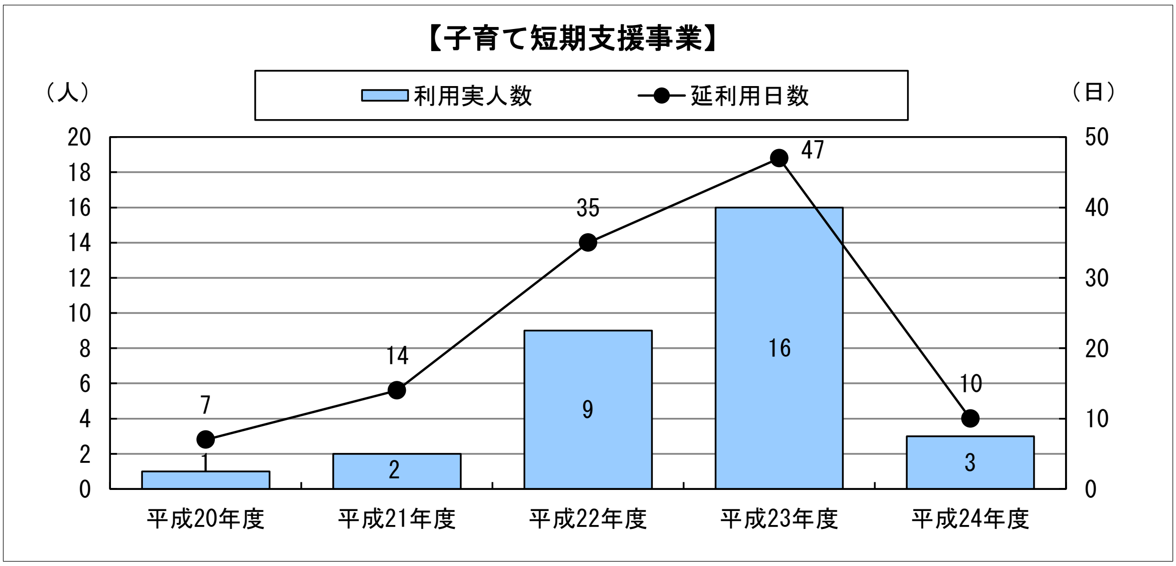

資料：子育て支援室

（４）地域子育て支援拠点事業

育児不安などについての相談・指導（面接・電話)、子育てサークル等への支援、子育てに関する情報の提供、園庭の開放、育児講座など、地域の子育て家庭に対する支援を行っています。

高砂市には、「高砂市子育て支援センター」と「高砂市北部子育て支援センター」の２か所があります。

【子育て支援センターの概要】

施設名	開館時間	休館日
高砂市子育て支援センター（高砂町）	9：00～17：00	土日祝・年末年始
高砂市北部子育て支援センター（米田町）	9：00～17：00	土日祝・年末年始

【事業の実施状況の推移】　　（単位：か所、人）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
実施箇所数	1	1	1	1
延利用者数	7,723	12,864	13,000	11,837

資料：子育て支援センター

（５）一時預かり事業

保護者の病気や出産、家族の介護、急な仕事、冠婚葬祭などで家庭において、一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を保育所において一時的に預かっています。

【一時預かり事業の実施状況】　　（単位：か所、人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実施保育所数	6	6	6	7
延利用児童数	525	771	789	621

資料：子育て支援室

（６）病児・病後児保育事業

児童が病気または病気の回復期にあり、集団保育が困難な時期、一時的に当該児童の保育を行っています。

【病児保育事業の概要】

事業名称	すくすくひろば
対象年齢	６か月～小学校６年生
利用時間	月～金曜日　8：00～18：00
定　　員	12 人

（７）ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、行いたい人（提供会員）を会員登録し、会員相互間で育児の援助を行っています。

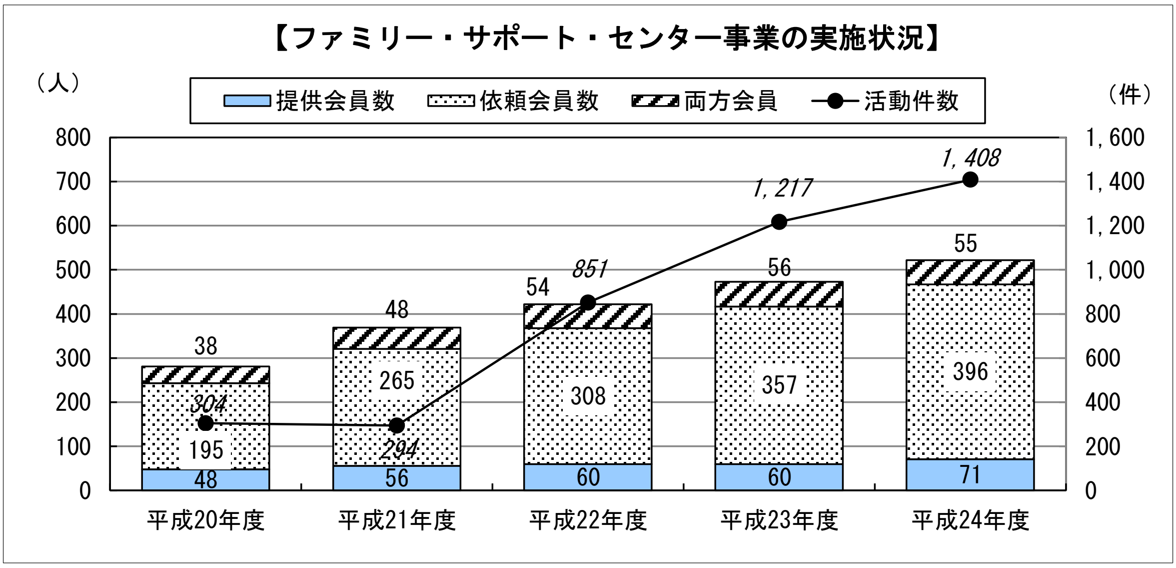

資料：子育て支援センター

（８）妊婦健康診査事業

妊婦を対象に、安心して出産を迎えることができるように、妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成し、経済的負担を軽減することで、定期的な健診受診を促進しています。

助成内容：１回につき上限4,000円を12回、上限11,000円を２回

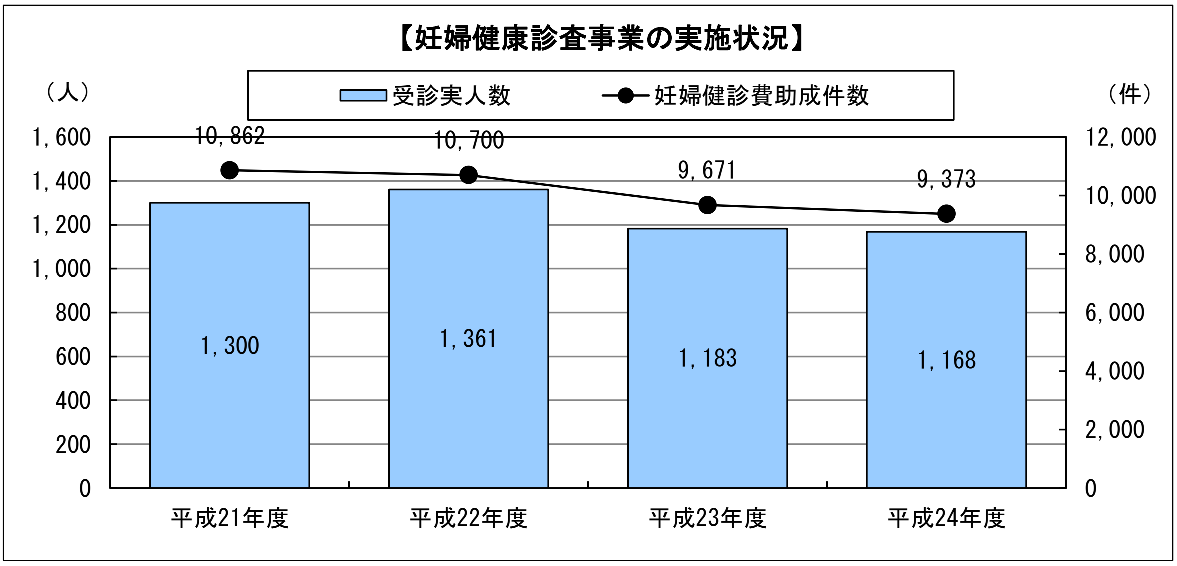

資料：健康増進課
注記：実人数は年度内に１回でも助成券を使用して受診した実人数

（９）乳児家庭全戸訪問事業

母子保健推進員などが、生後４か月未満の乳児のいる全ての家庭を訪問し、「プロフィールファイルたかさご」や子育てに役立つ情報と予防接種手帳等を届け、養育環境等の把握を行っています。

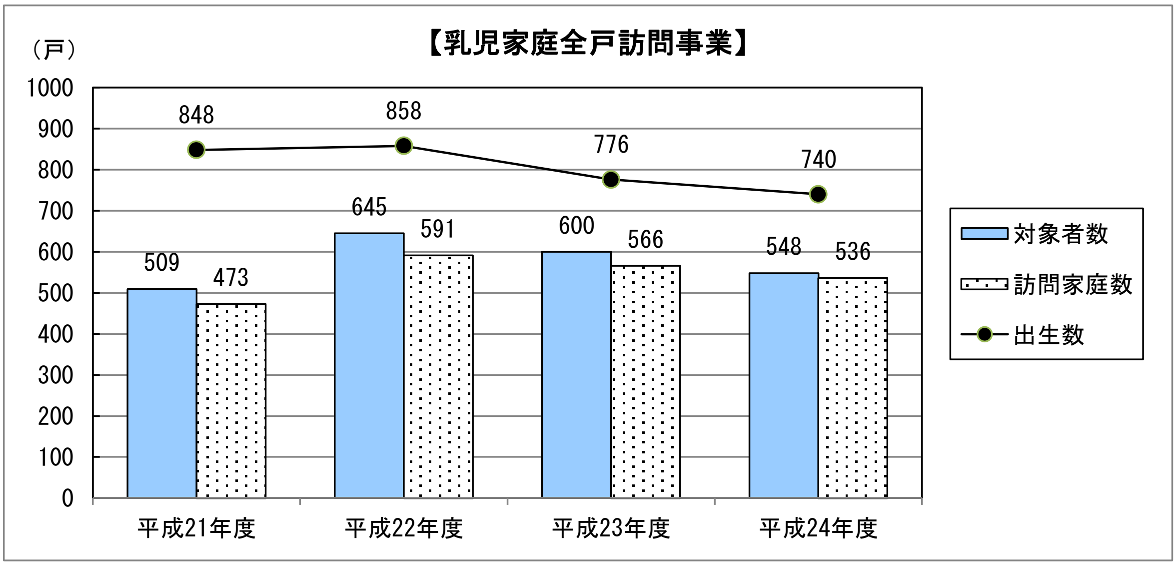

資料：健康増進課、市民課

（10）養育支援訪問事業

妊娠中から支援の必要な特定妊婦や乳幼児健診等で育児不安の高い保護者や未受診者、養育上の問題を抱える家庭に対し、保健師・助産師などが訪問し、指導や助言を行うことにより、児童虐待の予防や子育て支援を行っています。

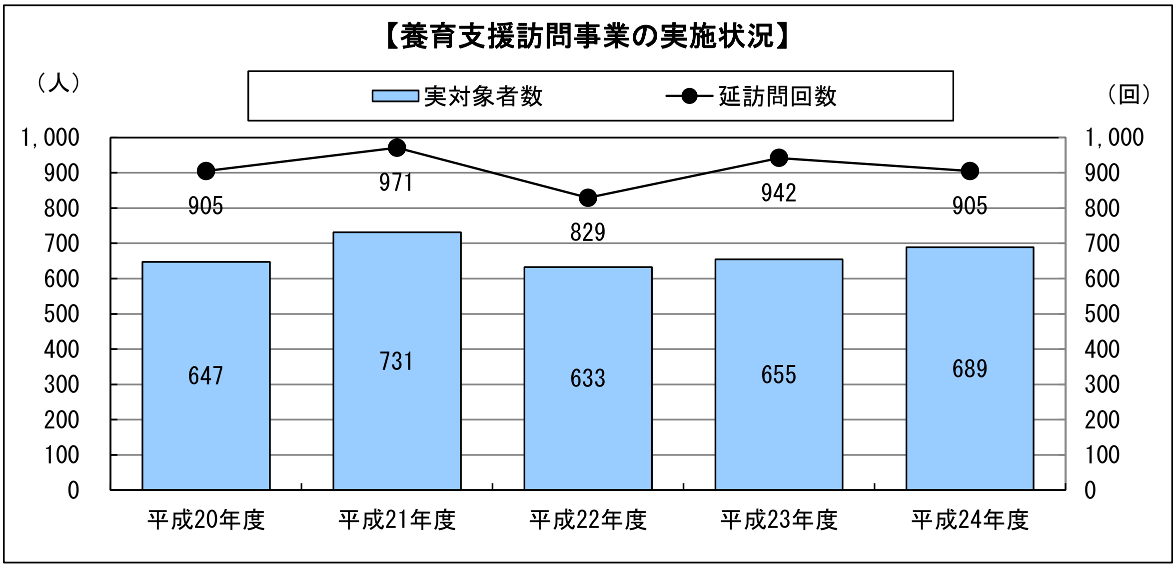

資料：健康増進課

１－４．小学校・中学校の状況

（１）小学校の児童数と学級数の状況

小学校は市立が 10 校あります。

小学校の児童数は、平成 20 年度 5,830 人であったのが、年々減少し、平成 25 年度には 5,208 人となっています。

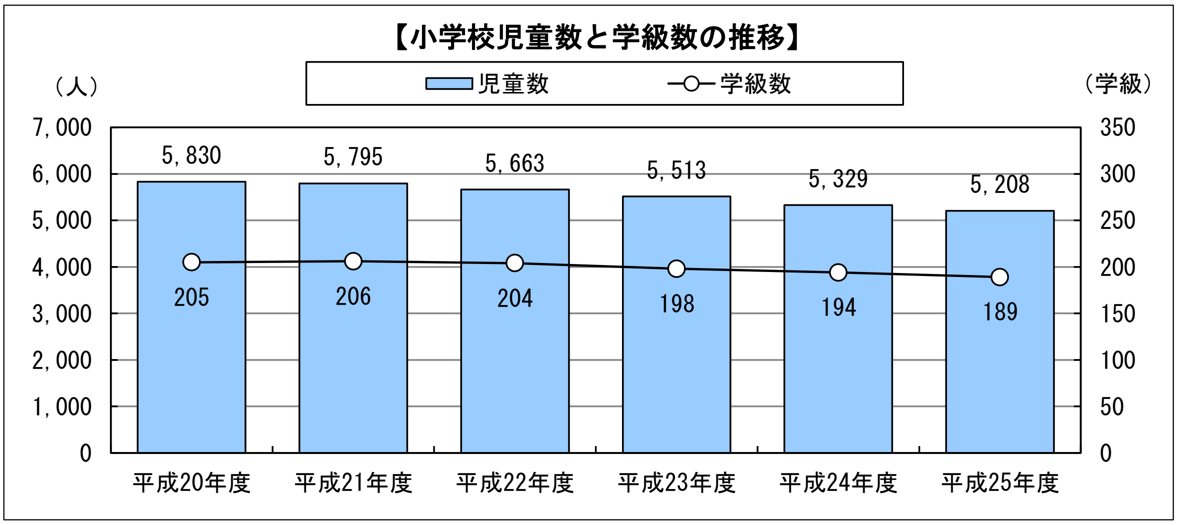

資料：学校基本調査（各年５月１日）

（２）中学校の生徒数と学級数の状況

中学校は市立６校、私立１校、あわせて７校あります。

中学校の生徒数は平成 20 年度の 3,304 人から平成 22 年度までは微減傾向が続きましたが、平成 23 年度に増加に転じ、平成 25 年度には再度減少に転じ、3,353 人となっています。

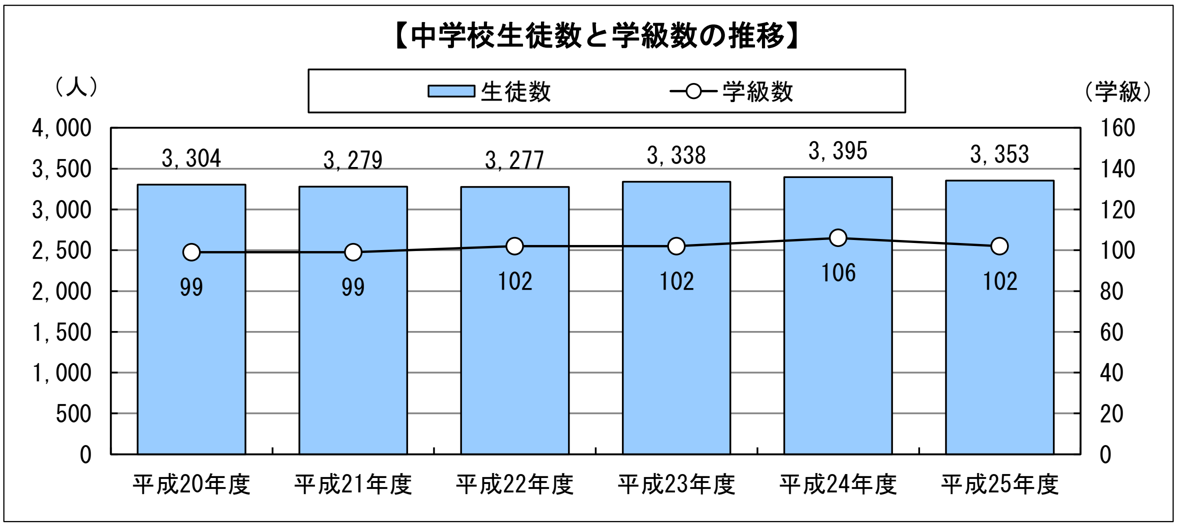

資料：学校基本調査（各年５月１日）

（３）小学校・中学校の不登校等の状況

平成 24 年度の不登校・長期欠席は、小学生で 30 人、中学生で 128 人となっています。

平成 20 年度からの推移をみると、小学校・中学校ともに「いじめの件数」が増加しています。

（単位：人、件）

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
小学校	不登校	17	19	10	21	20
	長期欠席	20	9	17	12	10
	いじめの件数	16	17	21	28	107
	ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞ件数	497	347	347	380	284
中学校	不登校	97	86	89	108	111
	長期欠席	18	17	12	23	17
	いじめの件数	9	19	23	21	82
	ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞ件数	1,243	1,232	1,052	1,084	1,335

資料：教育総務課

１－５．その他の状況

（１）相談事業

高砂市子育て支援センターが実施している「家庭児童相談」「子育て相談」、健康増進課が実施している「子どものからだ・こころ・ことば相談」、高砂児童学園が実施している「マミーサポート」、教育委員会が実施している「高砂市教育相談」があります。

相談件数は、平成 24 年度で合計 1,187 件であり、平成 20 年度と比べると大きく増加しています。

【主な相談事業の概要と相談件数の推移】　（単位：件）

事業名称 又は実施場所	内容	相談件数				
		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
家庭児童相談（高砂市子育て支援センター）	気軽な相談から、児童虐待に関する相談などに対応 月～金、8：30～17：00	201	204	219	237	212
子育て相談（高砂市子育て支援センター）	臨床心理士による個別相談 月２回　13：00～15：30	－	104	119	133	212
子どものからだ・こころ・ことば相談（健康増進課）	乳幼児発達相談 月２回	351	354	345	440	511
マミーサポート（高砂児童学園）	発達相談 木曜日、15：00～16：30	29	26	44	23	32
高砂市教育相談（教育委員会） ※「のびのび教室」を含む	教育全般にかかる相談 月～金、9：00～16：00	200	86	207	172	220
合計		781	774	934	1,005	1,187

注記：上記事業以外に兵庫県が実施している相談事業があります。

（２）虐待相談取扱件数

（単位：件）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
ネグレクト	26	41	42	23	22
身体的虐待	17	22	26	20	17
その他	3	2	2	4	7
合　　計	46	65	70	47	46

資料：子育て支援センター

2　アンケート調査結果からみられる現状

2－1．母親の就労等の状況

（１）母親の就労状況と就労希望

就学前児童保護者では「就労していない」が、小学生保護者では「パートタイム・アルバイト等」がそれぞれ４割強で最も多くなっています。

パート・アルバイト等により就労している母親（就学前児童）の中で、フルタイムへの転換希望があるのは35.0%で、そのうちの多くは実現できる見込みがない状況となっています。

現在、働いていない母親（就学前児童）についても、その８割弱が今後働きたいと希望しています。

【母親の就労状況】

＜就学前児童保護者＞　＜小学生保護者＞

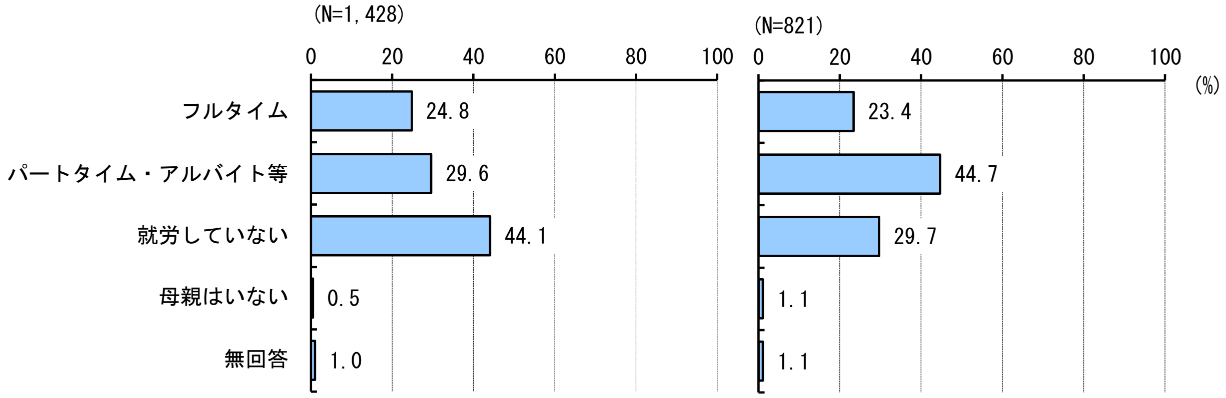

【パートタイム・アルバイト等就労者の今後の就労希望】（就学前児童保護者）

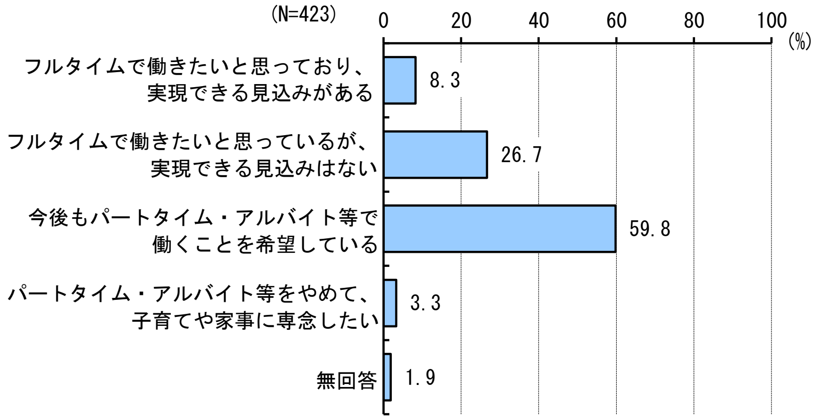

【非就労者の就労希望】
（就学前児童保護者）

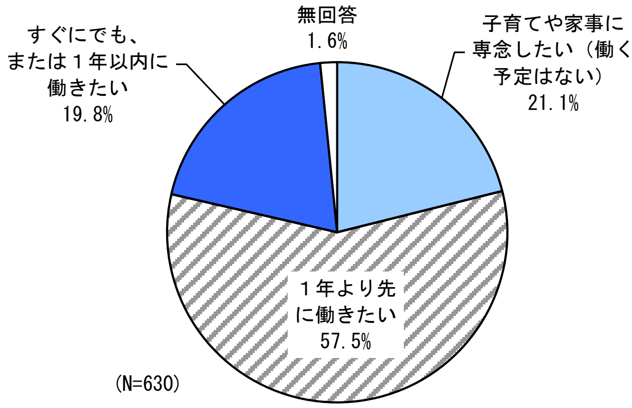

【非就労者の希望する働き方】
（就学前児童保護者）

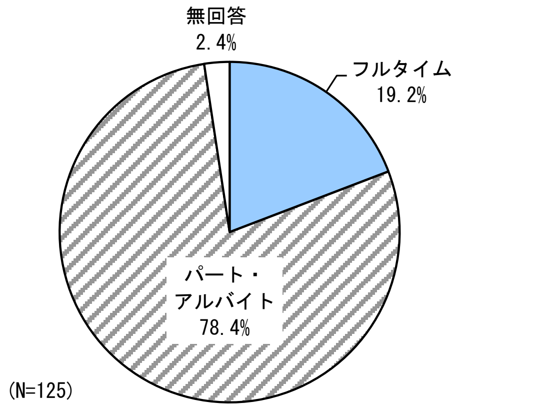

（２）育児休業等の取得状況

就学前児童保護者で育児休業を取得したのは、母親 23.4％、父親 2.1％となっています。

母親の育児休業からの復帰については、大半が復帰していますが、「育児休業中に離職した」が 7.3％みられます。また、「年度初めの入所に合わせたタイミング」に復帰したのは 23.3％となっています。

【育児休業の取得状況】（就学前児童保護者）

＜母親＞

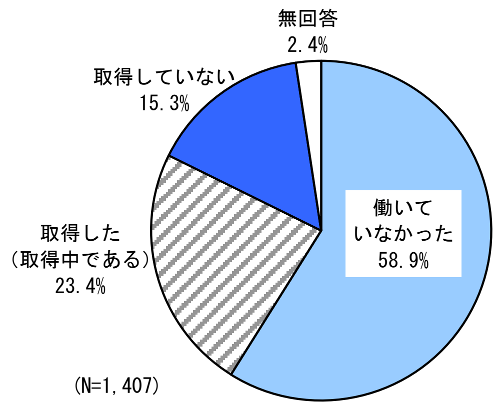

＜父親＞

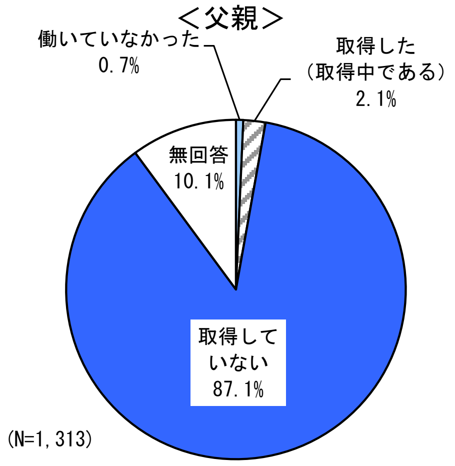

【母親の育児休業後の復帰状況】
（就学前児童保護者）

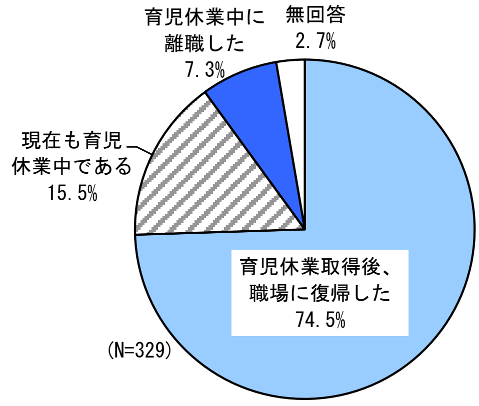

【母親の育児休業後の復帰時期】
（就学前児童保護者）

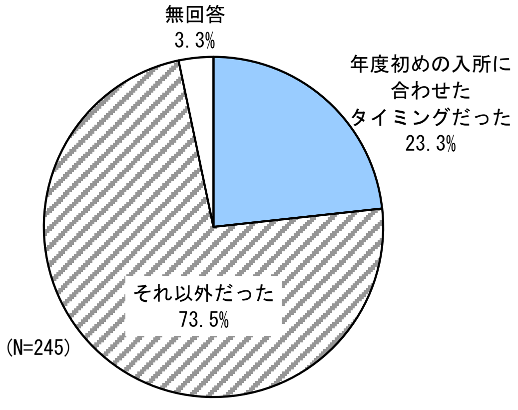

２－２．子育て家庭の子育て等に関する意識

（１）今後利用したい定期的な教育・保育事業

「認可保育所（市立・私立）」が 50.3％で最も多く、次いで「幼稚園（市立・私立）（通常の就園時間）」が 43.2％となっています。

年齢別にみると、年齢にかかわらず「認可保育所」が最も多く、次いで「幼稚園」となっています。

【今後、定期的に利用したい教育・保育事業】

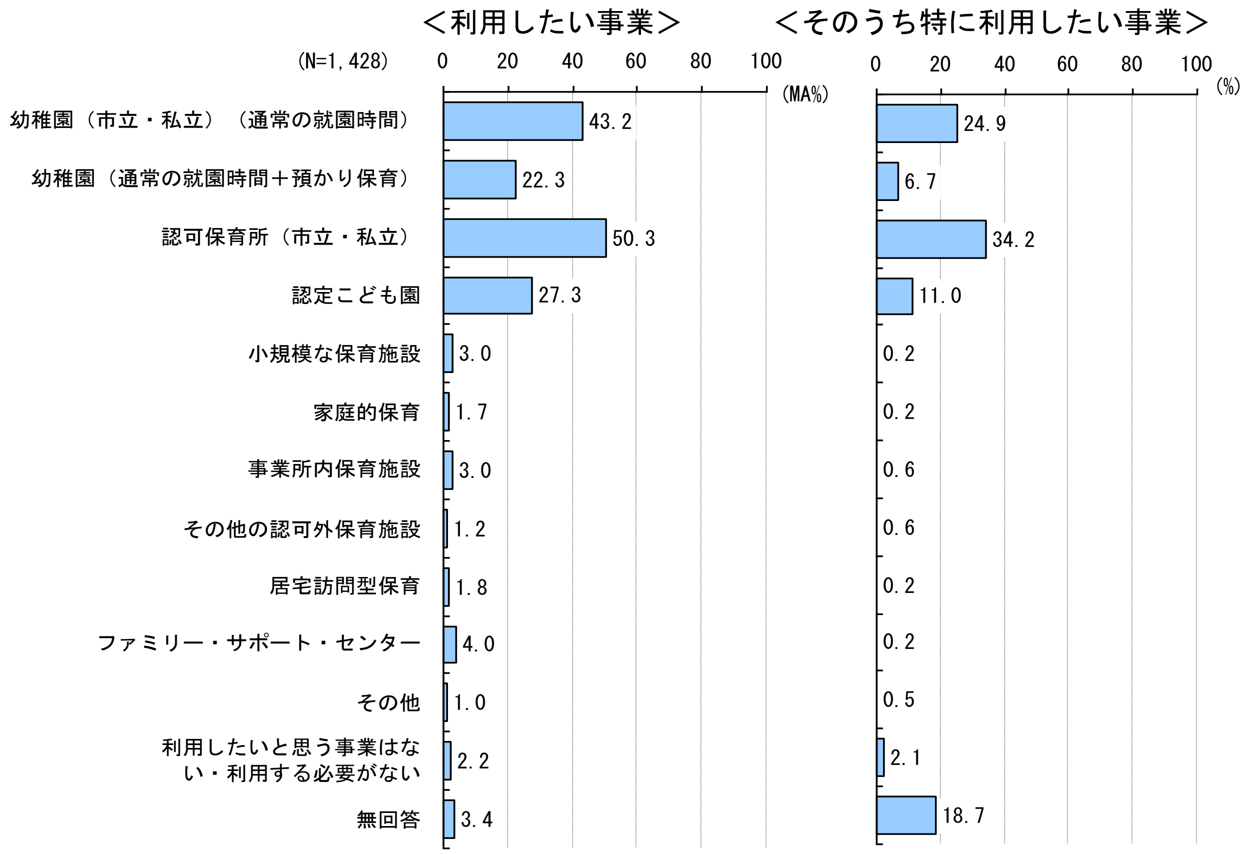

【年齢別　今後、特に利用したい教育・保育事業】

	全体（N）	幼稚園（市立・私立）（通常の就園時間の利用）	幼稚園（通常の就園時間＋預かり保育利用）	認可保育所（市立・私立）	認定こども園	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	その他の認可外保育施設	居宅訪問型保育	ファミリー・サポート・センター	その他	利用したいと思う事業はない・利用する必要がない	無回答
全　体	1,428	25.1	6.7	34.2	11.0	0.2	0.2	0.6	0.6	0.2	0.2	0.5	2.1	18.5
０　歳	183	26.8	4.9	31.1	10.9	0.5	－	1.6	0.5	－	－	1.1	2.2	20.2
１　歳	203	23.6	3.9	37.9	15.3	0.5	－	0.5	0.5	－	－	0.5	1.5	15.8
２　歳	252	22.6	3.6	37.3	14.3	－	－	0.4	0.8	0.8	0.4	0.8	2.0	17.1
３　歳	252	27.0	6.3	39.7	7.1	0.4	－	－	0.4	－	－	0.4	1.2	17.5
４　歳	272	25.7	9.9	33.5	10.7	－	－	0.7	1.1	0.4	－	－	1.8	16.2
５　歳	256	25.0	9.8	26.6	9.0	－	1.2	0.4	－	－	0.8	0.4	3.9	23.0

（２）子育ての感じ方

子育てに関する不安や負担については、就学前児童保護者・小学生保護者ともに「なんとなく不安や負担を感じる」と「あまり不安や負担を感じない」が拮抗して多くなっています。「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」を合わせた“不安や負担を感じている”保護者は４割となっています。

【子育てに関する不安や負担】

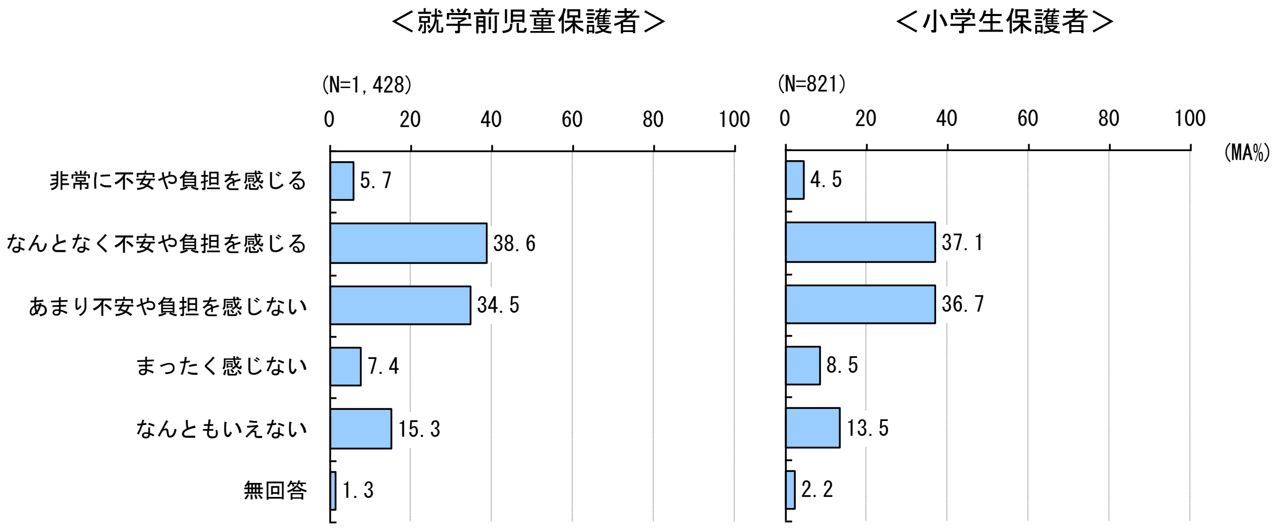

（３）日頃の悩み

日頃悩んでいることについては、就学前児童保護者では「子どもを叱りすぎているような気がすること」「イライラした時などに子どもにあたってしまうこと」が多くなっています。小学生保護者でも「勉強や進学のこと」が最も多くなっていますが、次いで「子どもを叱りすぎているような気がすること」「イライラした時などに子どもにあたってしまうこと」となっています。

【日頃悩んでいること（複数回答)】

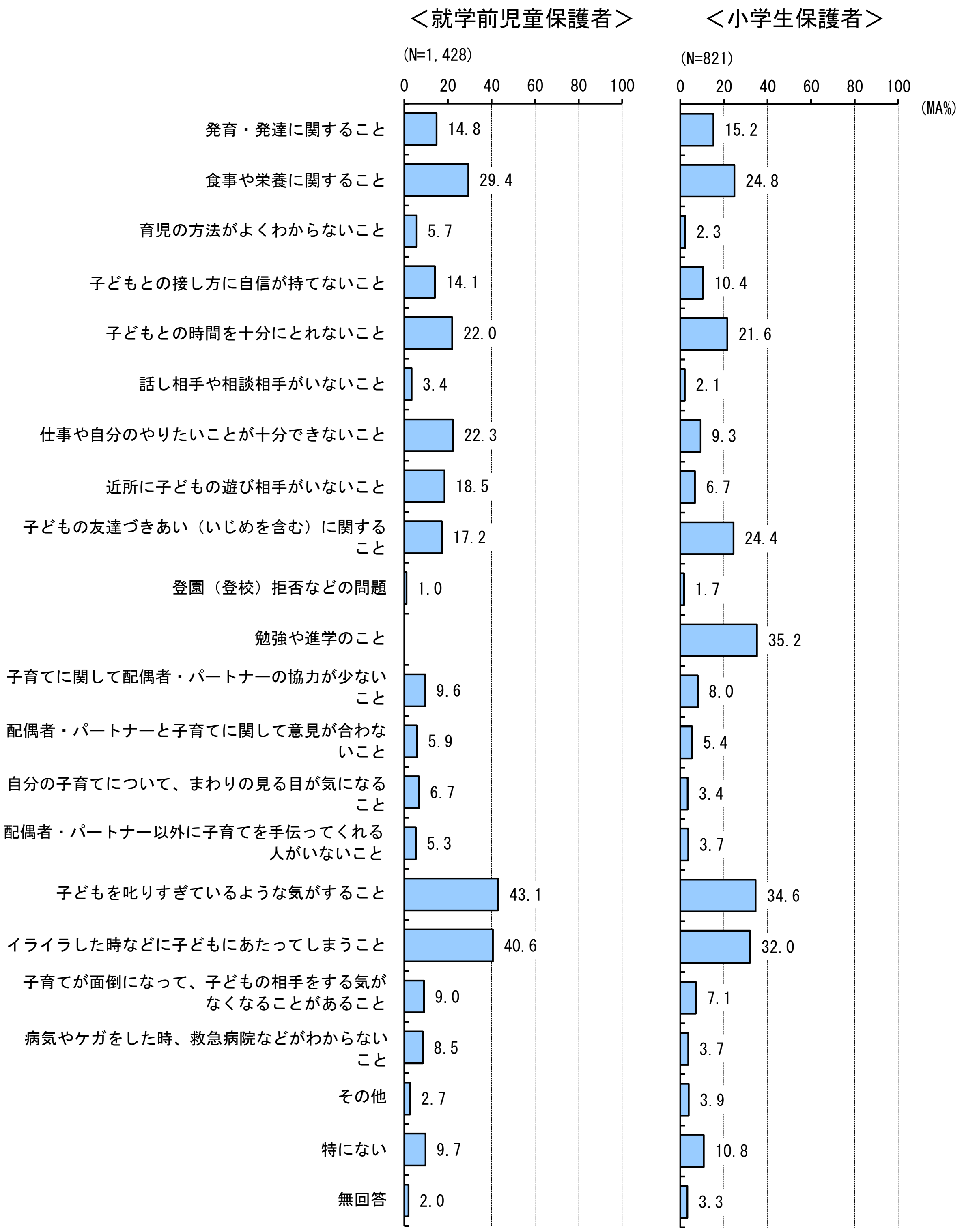

（４）子どもの育てやすさの評価

「子育てしやすいまちだと思う」は就学前児童保護者・小学生児童保護者ともに約３割にとどまっています。一方、「子育てしやすいまちだと思わない」は１割前後となっています。

子育てしやすいまちだと思わない人について理由をみると、就学前児童保護者では「公園など子どもの遊び場が少ない」、小学生保護者では「公園や児童館など子どもの居場所が少ない」が最も多くなっています。

【高砂市は子育てしやすいまちだと思うか】

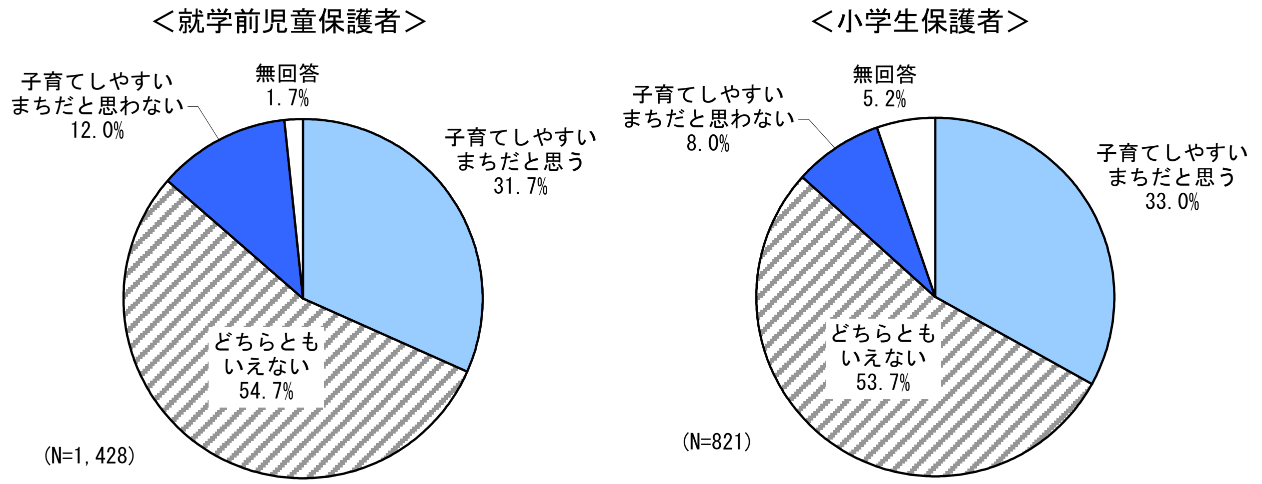

【子育てしやすいまちだと思わない理由（複数回答）】

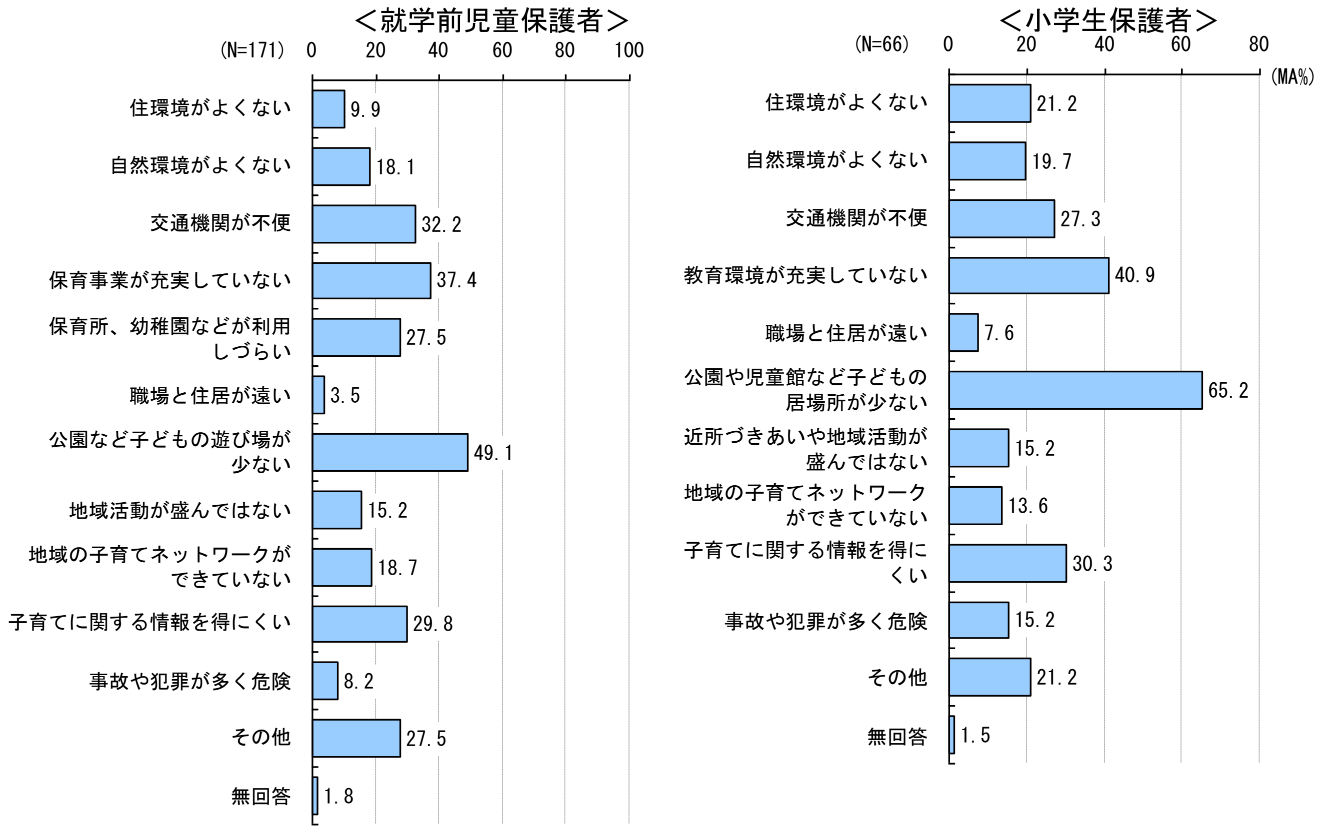

（５）力を入れてほしい子育て支援施策

もっと力を入れてほしい子育て支援施策については、就学前児童保護者・小学生保護者ともに「子どもだけで安心して遊べる場所づくり」が最も多くなっています。

全体的にみれば、子どもの遊び場、チカン等に対する防犯体制、公園や歩道の整備、子どもの医療体制についてのニーズが高くなっています。

【もっと力を入れてほしい子育て支援】

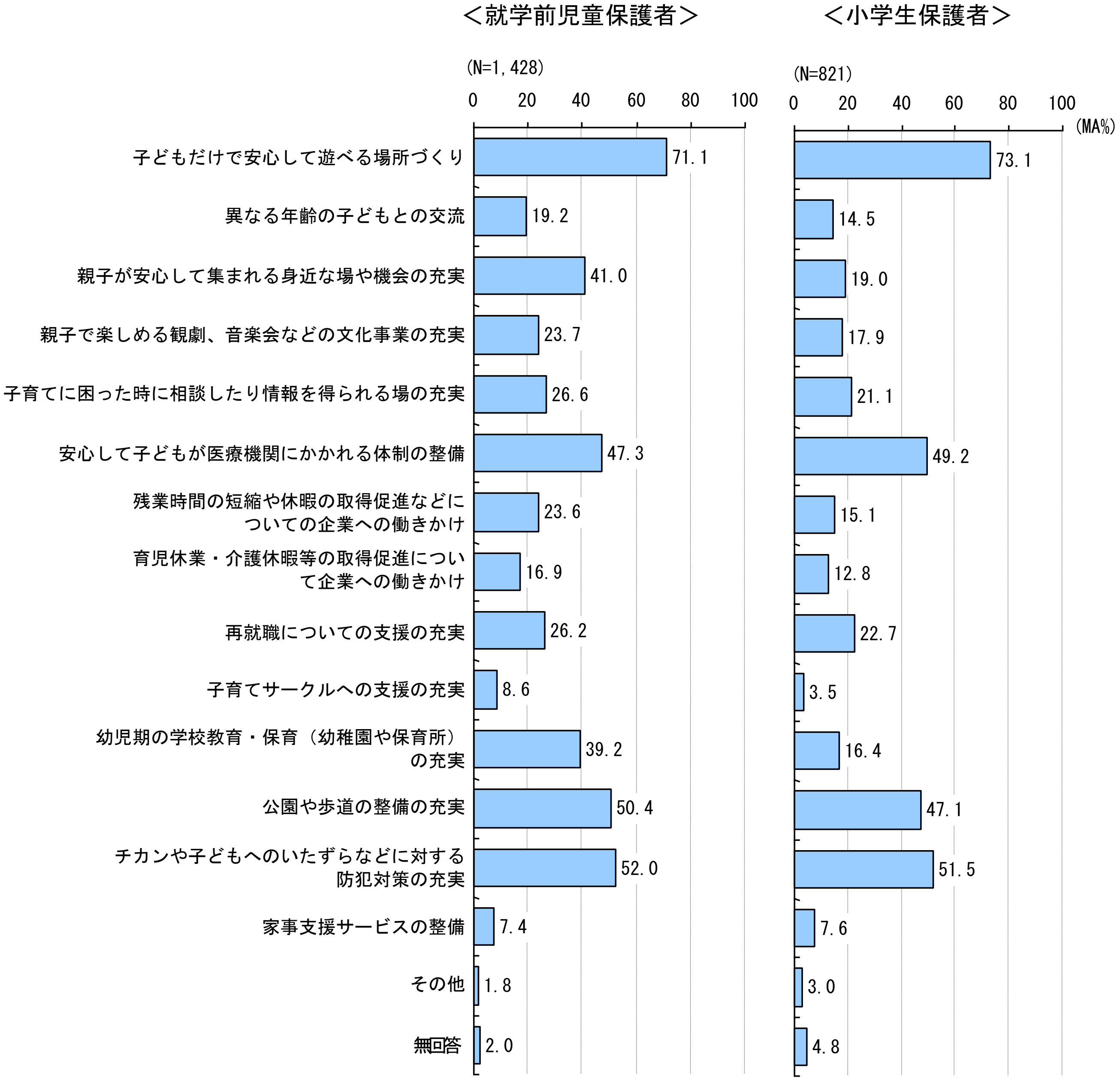

（６）幼保一体化についての認識

高砂市が推進している「幼保一体化」については、「理解している」のは全体の４分の１程度、「幼保一体化」の推進については、「わからない」が３分の１強となっています。

【「幼保一体化」の認知度】（就学前児童保護者）

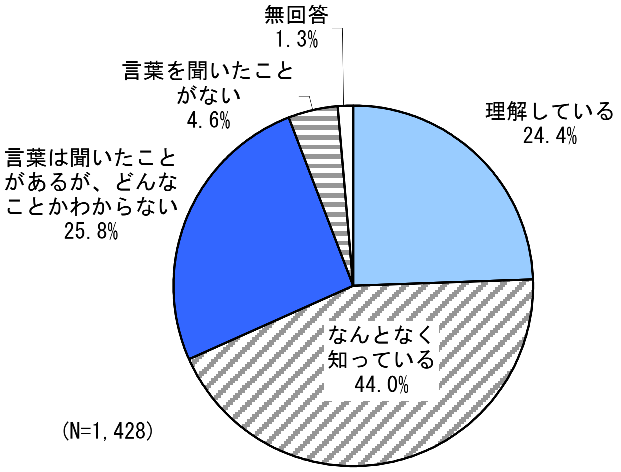

【高砂市の幼保一体化の推進について】（就学前児童保護者）

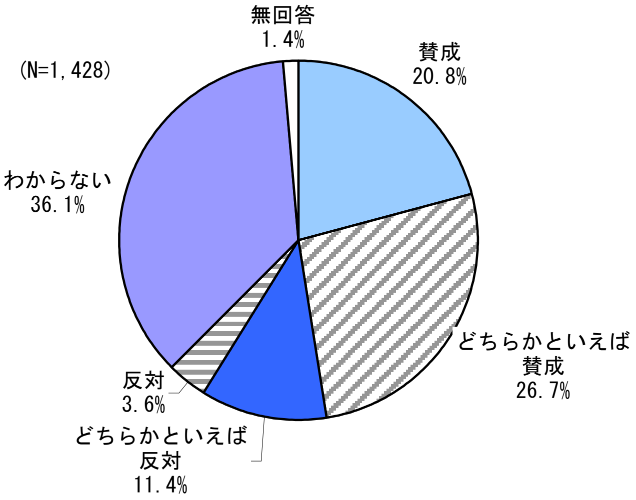

２－３．高校生の結婚・子育て意識

（１）合計特殊出生率の低下についての認識

合計特出生率の低下について「深刻な問題だと思う」は約６割となっています。

【合計特殊出生率の低下についての認識】

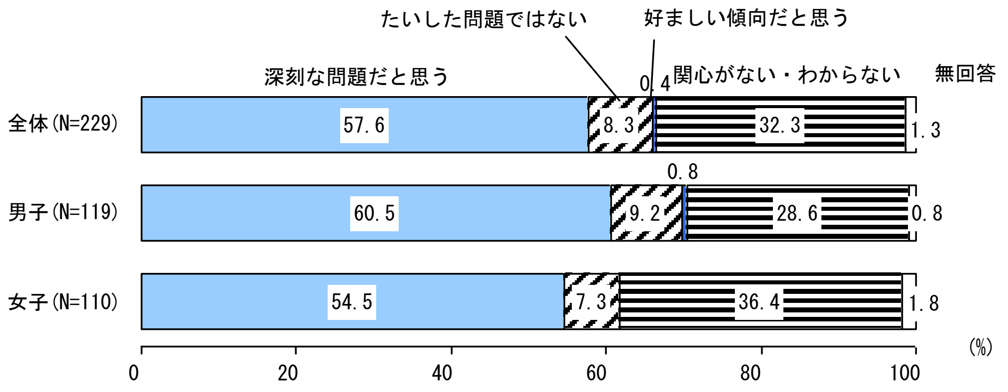

（２）結婚や子どもを持つことについての希望

男女ともに「将来結婚したい」や「将来自分の子どもがほしい」と考えている高校生は約８割となっています。

【将来の結婚の希望】

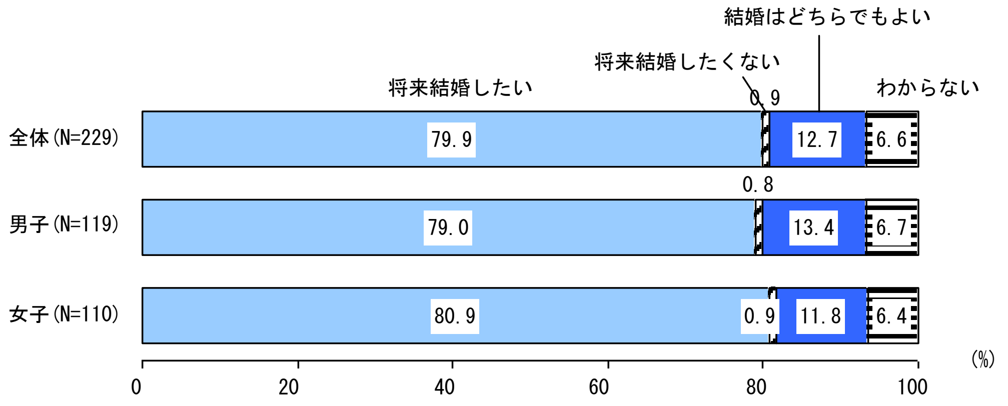

【将来、自分の子どもがほしいかどうか】

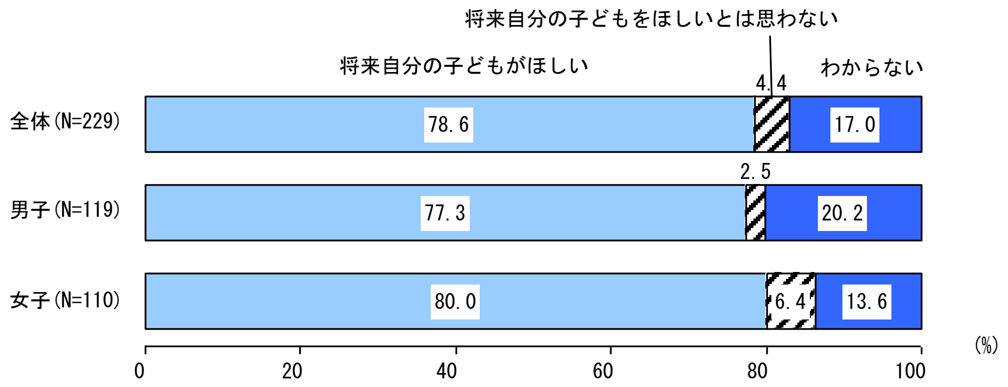

（３）乳幼児とのふれあい

きょうだい以外の乳幼児とふれあう機会の有無については、「たくさんある」と「ときどきある」を合わせると約５割となっています。

また、今後、乳幼児とふれあう機会があれば「参加したい」が約６割と多いものの、「参加したくない」が男子では４割みられます。

【乳幼児とふれあう機会】

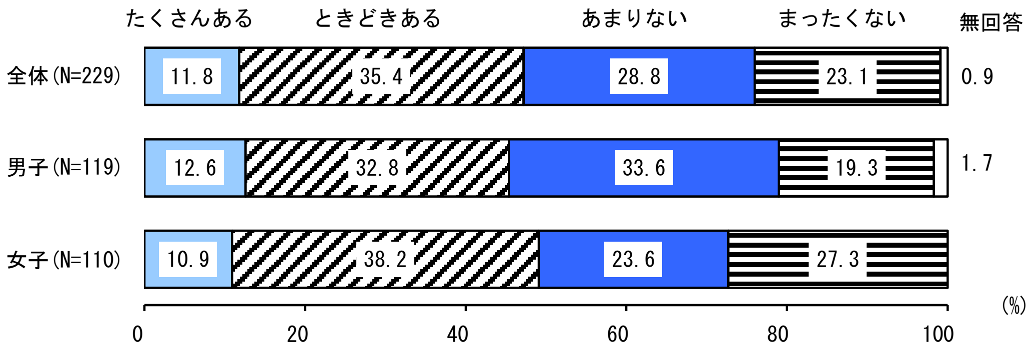

【乳幼児とふれあう機会への参加意向】

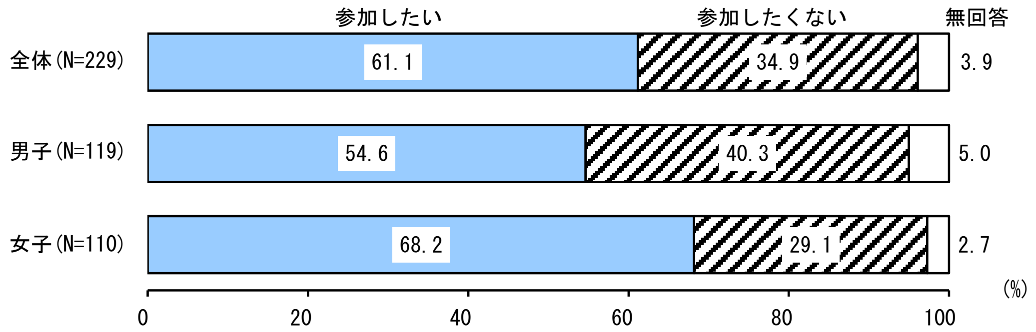

３　ヒアリング調査結果からみた当事者や支援団体等の状況

当事者、支援団体、事業者などに対するヒアリングをすべて実施後、簡単に課題をまとめる予定です。

※未定稿

４　次世代育成支援後期行動計画の達成状況

４－１．基本目標別の達成状況

次世代育成支援後期行動計画に掲載した具体的事業について、事業担当課で達成度の自己評価を行いました。

延べ 159 事業中 154 事業（96.9％）がＡまたはＢの評価となっています。

施策体系別に平均評価点を算出すると、「地域での生活環境の整備」が平均 1.8 点と比較的低くなっています。

【次世代育成支援後期行動計画の達成状況（平成 22 年度～25 年度末）】

基本目標別	事業数	達成度別　事業数					平均点
		A	B	C	D	E	
子育て家庭への支援	32	15	17	0	0	0	2.5
子育て支援のコミュニティ整備	6	0	6	0	0	0	2.0
就労と子育ての両立支援	31	3	28	0	0	0	2.1
健全育成に向けた教育の充実	33	10	23	0	0	0	2.3
地域での生活環境の整備	18	2	11	5	0	0	1.8
安心して生み育てることのできる環境の整備	39	14	25	0	0	0	2.4
総合計 （）内は構成比	159 (100.0%)	44 (27.7%)	110 (69.2%)	5 (3.1%)	0	0	2.2

※評価内容　Ａ：予定以上に進捗している　（３点）
　　　　　　Ｂ：予定通り進捗している　（２点）
　　　　　　Ｃ：かなり遅れている　（１点）
　　　　　　Ｄ：取り組みが進んでおらず、成果はなかった　（０点）
　　　　　　Ｅ：事業を廃止　（０点）

４－２．特定事業に係る目標事業量の達成状況

次世代育成支援後期行動計画において定めた特定事業に関する数値目標の達成状況をみると、以下の通りとなっています。

項目		平成26年度目標値	実績		平成26年度目標達成率
			平成25年度	平成26年度見込み	
通常保育事業	利用人数（３歳未満）	600 人	623 人	627 人	104.5%
	利用人数（３歳以上）	1,550 人	1,453 人	1,455 人	93.9%
延長保育事業	利用人数	300 人	268 人	300 人	100.0%
	実施箇所数	11 か所	10 か所	10 か所	90.9%
休日保育事業	利用人数	140 人	59 人	59 人	42.1%
	実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	100.0%
病児・病後児保育事業	実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	100.0%
一時保育事業	実施箇所数	7 か所	7 か所	7 か所	100.0%
ショートステイ事業	実施箇所数	1 か所	9 か所	9 か所	900.0%
放課後健全育成事業	利用人数	802 人	657 人	700 人	88.0%
	実施箇所数	13 か所	12 か所	12 か所	92.3%
地域子育て支援拠点事業	実施箇所数	1 か所	1 か所	2 か所	200.0%
ファミリーサポートセンター事業	実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	100.0%

5　子ども・子育て支援における課題の整理

現状では下記の項目が想定されますが、今後、確保方策、事業者ヒアリング等も踏まえて記述していきます。

※未定稿

（１）少子化対策
- 依然として続く非婚、晩婚化
- 合計特殊出生率の低下

（２）教育・保育の量と質の確保
- 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進
- 教育・保育の質の確保

（３）子どもの育ちを支える環境整備
- 子どもの居場所づくり、遊び環境の整備
- 安全・安心対策

（４）すべての子育て家庭の不安や負担の軽減
- 子育て家庭の孤立化、不安感や負担感の増加
- 相談支援の充実
- 地域での見守り・支援体制の確立

（５）子どもの健全な育ちの確保
- 小児医療、母子保健の充実
- 妊娠・出産から継続した支援
- 食育
- 青少年健全育成

（６）すべての子どもと家庭を支える支援体制
- 発達障がい等への対応、障がいのある子どもへの支援、軽度障がい者への対応
- ひとり親家庭への支援
- 虐待防止

（７）社会全体で子育てを支援する体制づくり
- 地域子ども・子育て支援事業の充実
- 地域における子育て支援ネットワークの構築
- 行政、市民、企業、関係団体・組織の連携と協働

（８）仕事と子育てを両立できる環境づくり
- 男女の働き方の見直し
- 育児休業の取得促進、短時間勤務制度等の普及
- 県、企業等との連携による労働条件、職場環境の改善

第3章　計画の基本的な考え方

1　基本理念

次世代育成支援後期行動計画で掲げた基本理念に新制度の理念をプラスして、基本理念を設定します。

次世代育成支援後期行動計画の基本理念

子どもの健やかな成長を支えるまち、安心して子育てができるまちをめざして

子どもたちは時代に向けての主人公です。その子どもたちが自己の可能性を最大限に発揮して育つことができる環境づくりが必要です。また、家庭だけでなく、地域、学校、企業等社会全体が子育ての重要性を認識し、支えていくことも必要です。

子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが健やかに育って行ける社会、安心して子どもを生み、喜びや楽しみをもちながら子どもを育てられる社会の実現をめざします。

子ども・子育て支援法（平成24年8月22日）における基本理念

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

２　子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

３　子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

少子化対策基本法（平成15年7月30日）における基本理念

少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない。

２　少子化に対処するための施策は、人口構造の変化、財政の状況、経済の成長、社会の高度化その他の状況に十分配意し、長期的な展望に立って講ぜられなければならない。

３　少子化に対処するための施策を講ずるに当たっては、子どもの安全な生活が確保されるとともに、子どもがひとしく心身ともに健やかに育つことができるよう配慮しなければならない。

４　社会、経済、教育、文化その他あらゆる分野における施策は、少子化の状況に配慮して、講ぜられなければならない。

【本計画の基本理念】

子どもの健やかな成長を支えるまち、
安心して子育てができるまちをめざして

子どもたちは次代に向けての主人公です。性別・国籍・障がいの有無に関わらず、すべての子どもたちが自己の可能性を最大限に発揮して、明るくのびやかに育つことができる環境づくりが必要です。

また、子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、子どもは社会全体の宝でもあり、家庭だけでなく、地域、学校、企業等がそれぞれの役割を認識し、子ども・子育て支援は社会全体で協働して取り組む必要があります。

社会全体の協働により、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが健やかに育って行ける社会、安心して子どもを生み、喜びや楽しみをもちながら子どもを育てられる社会の実現をめざします。

2　基本的な視点

次世代育成支援後期行動計画で掲げた視点を、原則、引き継ぎながら、子ども・子育て支援法の理念等も踏まえて設定します。

＜参考＞高砂市次世代育成支援後期行動計画における計画の基本的な視点

①子どもの視点
②すべての子どもと家庭を支援する支援
③次代を担う子どもを育成する視点
④社会全体による支援の視点
⑤仕事と生活の調和実現の視点
⑥包括的な次世代育成の枠組みを構築する視点

本計画は、次の６つの基本的な視点に基づき策定しました。

１．一人ひとりの子どもを尊重する視点

子ども・子育て支援については、大人の視点だけで考えるのではなく、「子どもの権利条約」や「児童憲章」にも謳われているように、子どもの利益や子ども自身の意思が最大限尊重されることが重要です。

国籍や出生、性別、障がいの有無などにより差別されることなく、子ども一人ひとりの人権が尊重され、それぞれの個性と能力が生かされるよう、つねに子どもの視点に立った取り組みを推進します。

２．すべての子どもと家庭を支援する視点

障がい、疾病、虐待、貧困など、様々な問題を抱えた子どもや子育て家庭があります。一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、広くすべての子どもと家庭への支援という視点に立った取り組みを推進します。

３．次代の親を育み、親育ちを支援する視点

近年、核家族化が進む中で、これまで家族の中で受け継がれてきた様々な伝承が困難になっています。子どもは、やがて次代の親になるという認識のもと、豊かな人間性を育み、自立して家庭をもち、次代の子どもを育てることができるよう、教育や体験学習をはじめ総合的な取り組みを推進します。

また、子育てに不安や負担感をもつ親が増えています。親が孤立することなく、親として成長し、子どもの成長に喜び、生きがいを感じながら子育てに責任を果たすことができるようにするための取り組みを推進します。

４．社会全体で支援する視点

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我がまちの担い手の育成の基礎をなすことと認識し、地域、家庭、事業者、行政等、社会のあらゆる構成メンバーが、それぞれの役割と責任において協働するため、社会全体で支援する視点に立った取り組みを推進します。

５．子育て環境の充実を図る視点

すべての子どもと子育て家庭を対象として、家庭のニーズや地域の実情を踏まえ、教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図るという視点に立った取り組みを推進します。

６．仕事と生活の調和実現の視点

男女一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、多様な生き方が選択・実現でき、安心して結婚や子育てが行える社会をめざすためには、仕事と生活の調和を実現することが重要です。

男女の働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現するため、国や県、関係者と連携して、自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた取り組みを推進します。

３　基本目標

次世代育成支援後期行動計画における施策体系と新制度における目標を組み合わせた形で、施策体系を再編します。

＜参考＞高砂市次世代育成支援後期行動計画における計画の基本目標
① 子育て家庭への支援
② 子育て支援のコミュニティ整備
③ 就労と子育ての両立支援
④ 健全育成に向けた教育の充実
⑤ 地域での生活環境の整備
⑥ 安心して生み育てることのできる環境の整備

基本理念に基づき、次の６つの基本目標を設定し、子ども・子育て支援施策・事業の効果的な展開を図ります。

基本目標１．地域における子どもや子育て家庭への支援

家庭での育児負担が増大する中、子どもや子育て家庭が孤立することなく、自立した生活が送れるよう地域ぐるみで支援を行います。

また、地域における子育てを推進するため、行政、関係団体・組織、地域住民が協働して子育てを支援するためのネットワークの構築を図ります。

基本目標２．子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実

幼児期においては、親の就労等に関わりなく等しく地域において教育・保育を享受できる環境整備を行います。

就学後においては、未来を拓く子どもたちが、自ら学ぼうとする意欲を高め、豊かな人間性とたくましく「生きる力」を身につけることができる教育を推進します。

基本目標３．仕事と子育ての両立支援

男女が共に家庭責任を果たしながら、仕事と家庭の両立が図れるよう、多様な保育サービスの充実に努めるとともに、国や県と連携して働き方の見直しや労働環境の改善整備を図ります。

基本目標４．親と子の心と体の健康づくり

誰もが安心して妊娠・出産・子育てができるよう、また、子どもが健やかに育つことができるよう、妊娠・出産期から継続した心と体の健康づくりを推進します。

基本目標５．子どもと子育てにやさしい生活環境の整備

子どもや子育て家庭が安心して暮らし、活動できるよう、ゆとりある住環境や子どもや親子が安心して遊び、交流できる場の整備に努めるとともに、子どもを犯罪や交通事故の被害から守る取り組みを推進します。

基本目標６．配慮を必要とする子どもと家庭への支援

障がいのある子どもや虐待等によりケアを必要とする子ども、ひとり親家庭など、配慮を必要とする子どもや家庭に対して継続的な支援を行います。

4　計画の体系

計画の体系については、今後、内容を検討していく中で、文言の修正や、組み換えを行う場合があります。

基本理念

子どもの健やかな成長を支えるまち、
安心して子育てができるまちをめざして

基本目標	施策の推進方向
1　地域における子どもや子育て家庭への支援	1　子育てを支える地域コミュニティの育成
	2　子育て相談の充実・情報機能の強化
	3　地域子ども・子育て支援事業の充実と適切な運営
	4　家庭教育・地域教育の推進
	5　子育てにかかる経済的負担の軽減
2　子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実	1　幼児教育・保育の一体的な提供
	2　生きる力を育む教育の推進
	3　学校と家庭・地域社会の連携
3　仕事と子育ての両立支援	1　多様な保育事業の提供
	2　学童保育所の拡充
	3　ワーク・ライフ・バランスの推進
4　親と子の心と体の健康づくり	1　母子保健の充実
	2　小児医療・地域医療の充実
	3　思春期保健対策の充実
	4　食育の推進
5　子どもと子育てにやさしい生活環境の整備	1　子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進
	2　子どもの安全の確保
6　配慮を必要とする子どもと家庭への支援	1　児童虐待防止対策の推進
	2　ひとり親家庭への支援体制の充実
	3　障がいのある子どもと家庭への支援の充実

※次世代育成支援後期計画との比較については、別添の参考資料を参照

第4章　分野別施策の展開

今後検討していく予定です。

※未定稿

第5章　事業量の見込みと確保方策

今後検討し、記載していく予定です。

１．教育・保育提供区域の設定

これまで、次世代育成支援行動計画などにおいては、市域全体をひとつの目安として保育や子育て支援サービスの整備を図ってきました。また、子育て支援拠点事業や一時預かり事業、延長保育事業などの地域子ども・子育て支援事業にも原則的には共通の設定となることや、将来的な人口推移などに柔軟に対応できることなども考慮して、本市においては、教育・保育提供区域を１区域（全市）とします。

なお、本市が進めている「幼稚園・保育園の統廃合等の推進方向」の検討においては、基礎単位は８地区となっていることから、８区域での動向を念頭において、量の見込みや確保方策について検討することとします。

【地区の子ども・子育て支援に係る施設状況】

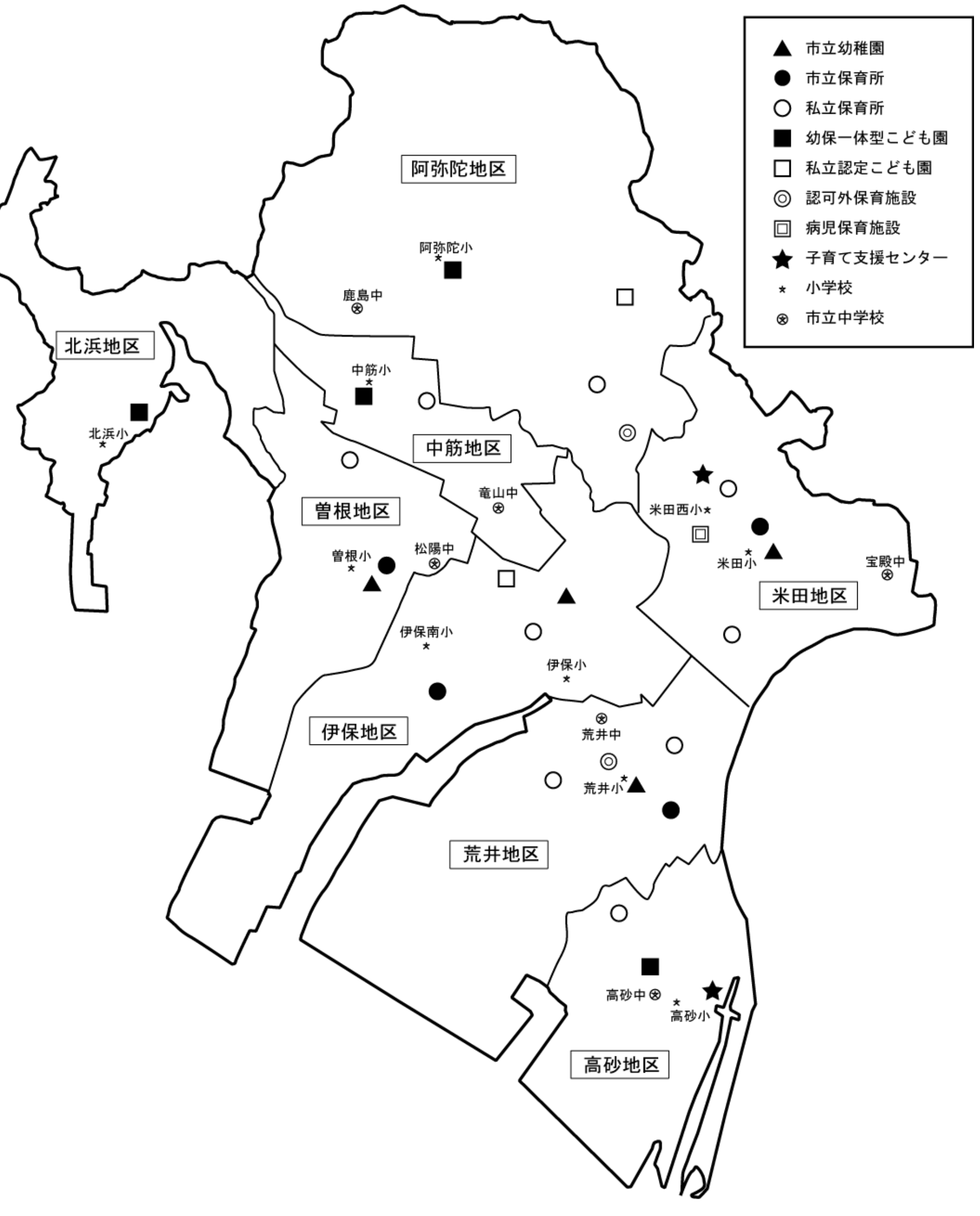

２．子どもの人口の推計

平成 21 年～平成 25 年（各年４月１日時点）の男女別各歳別人口を基に、コーホート変化率法により人口推計を行った結果は、以下のとおりとなっています。

【年齢別　子どもの人口】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
０歳	734	725	716	701	687
１歳	761	747	737	729	714
２歳	730	764	749	739	731
３歳	771	730	763	748	738
４歳	825	777	733	767	753
５歳	812	818	770	726	760
就学前児童計	4, 633	4, 561	4, 468	4, 410	4, 383
６歳	810	809	817	770	724
７歳	828	804	803	810	764
８歳	850	823	798	798	803
９歳	823	848	821	794	795
10 歳	866	816	842	815	790
11 歳	849	867	818	842	816
小学生計	5, 026	4, 967	4, 899	4, 829	4, 692
総計	9, 659	9, 528	9, 367	9, 239	9, 075

３．幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から認定区分ごとの量の見込みを算出した結果は以下のとおりとなっています。

提供体制については、現状の提供体制、事業者の意向調査（ヒアリング調査）等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定しました。

【量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期】

		１年目（平成 27 年度）			２年目（平成 28 年度）			３年目（平成 29 年度）		
		１号	２号	３号	１号	２号	３号	１号	２号	３号
①量の見込み（必要利用定員総数）										
②確保の内容	認定こども園									
	幼稚園									
	保育所									
	地域型保育事業									
②－①										

		４年目（平成 30 年度）			５年目（平成 31 年度）		
		１号	２号	３号	１号	２号	３号
①量の見込み（必要利用定員総数）							
②確保の内容	認定こども園						
	幼稚園						
	保育所						
	地域型保育事業						
②－①							

【確保方策】

・認定こども園の推進（幼保一体化の運営の考え方）

・その他、確保方策の概要を文章で記述

４．地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から認定区分ごとの量の見込みを算出した結果は以下のとおりとなっています。

提供体制については、現状の提供体制、事業者の意向調査（ヒアリング調査）等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定しました。

４－１．利用者支援

	１年目 平成 27 年度	２年目 平成 28 年度	３年目 平成 29 年度	４年目 平成 30 年度	５年目 平成 31 年度
①量の見込み					
②確保の内容					
②－①					

確保方策について、記述

以下同様に記載

４－２．時間外保育事業

４－３．放課後健全育成事業（学童保育所）

４－４．子育て短期支援事業

４－５．乳児家庭全戸訪問事業

４－６．養育支援訪問事業

４－７．地域子育て支援拠点事業

４－８．一時預かり事業

４－９．病児・病後児保育事業

４－10．子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

４－11．妊婦健診

第6章　計画の推進

今後検討し、追記・修正していく予定です。

１．計画の推進体制

本計画は、国や県との連携や協力はもちろんのこと、市民をはじめ地域や関係団体、事業者等が子どもの立場に立って、それぞれ役割を担い、協働して計画の実現を図るものとします。

＜家庭の役割＞

家庭は、子どもの人間形成や基本的な生活習慣を養う基本的な場であるとともに、保護者は次代を担う子どもを育んでいく第一義的責任を負っています。

保護者は、子どもを養育する主体者であるという自覚を持ち、助け合いながら、家庭としての責任を果たしていきます。

＜教育・保育施設等の役割＞

学校、幼稚園、保育所等は、子どもの学びや育ちの場として重要な役割を担っています。その専門的知識や技術を活用し、地域における学びや保育、子育て支援の拠点としての役割を果たしていきます。

＜企業等の役割＞

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、企業等の役割は重要です。企業等は、就労者が仕事と子育てを両立させつつ、その能力や経験を生かすことができる職場環境の整備に努めます。

＜地域社会の役割＞

地域住民や地域団体・組織等は、子どもは地域の宝と認識し、子育てを地域全体で担わなければなりません。それぞれの個人や団体が持つそれぞれの特性や専門的機能を発揮して、子育て家庭を見守り、支援する役割を果たすよう努めます。

＜市の役割＞

国や県と連携して、すべての子どもが健やかに生まれ育つ環境整備と子育て家庭の個々のニーズに応じた適切な支援を行うため、各施策を総合的・計画的に推進します。

また、家庭、学校、企業、地域団体・組織等がそれぞれの役割を十分に果たせるよう、情報提供や相談支援などを行います。

２．計画の広報・啓発

本計画は策定すれば終了という訳ではありません。関係者が協働して計画の実現を図るため、市民や関係団体・組織、企業等に対して様々な媒体や機会を活用して積極的に広報を行うなど、計画内容の周知に努めます。

また、平成27年度からスタートする子ども・子育て新制度に係る国・県・市の考え方や関連施策・事業についてはさらに周知に努め、地域懇談会や事業者懇談会などの場を設けて広報・啓発を行います。

３．計画の進捗管理

子育て支援室を中心に、関係部局との連携を図りながら執行体制を強化し、本計画を推進するとともに、計画の確実な運営と推進を図るため、定期的に進捗状況等を確認しながら、その都度必要な改善を図るなど、適切な計画の進捗管理に努めます。
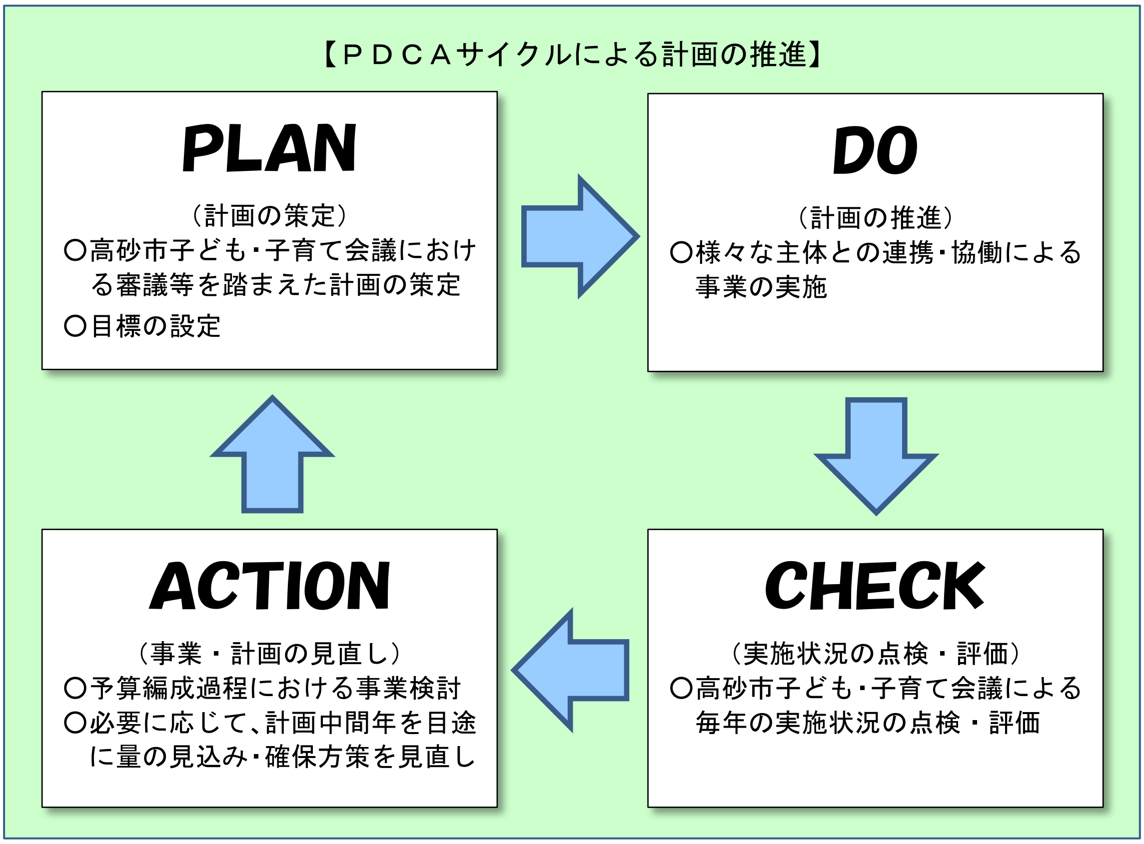
なお、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「高砂市子ども・子育て会議」において、計画についてご意見を伺ったところですが、計画の実施状況の点検・評価についても、同会議において審議を行います。